

第五百十回
国会

参議院農林水産委員会會議録第六号

平成十二年十一月二十一日(火曜日)

午後二時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

太田 豊秋君

金田 勝年君

岸 宏一君

郡司 彰君

須藤美也子君

谷本 颯君

岩永 浩美君

佐藤 昭郎君

鶴保 庸介君

中川 義雄君

森下 博之君

若林 正俊君

小川 勝也君

高橋 千秋君

谷林 正昭君

羽田雄一郎君

鶴岡 洋君

渡辺 孝男君

大沢 辰美君

石井 一二君

山田 榮司君

中村 裕君

北 準一君

参考人

全国農業会議所
専務理事
北海道農民連盟
書記長

事務局側

常任委員会専門
員

本日の會議に付した案件
○農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田豊秋君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農地法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として全国農業会議所専務理事中村裕君、北海道農民連盟書記長北準一君、兵庫県水産部農林水産委員会委員長小松忠重君及び横濱国立大学大学院国際社会科学科研究科長田代洋一君に御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいま議題となっております法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承りたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

本日の議事の進め方について御説明いたします。まず、お一人十五分程度で順次御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、中村参考人からお願いいたします。中村参考人。

○参考人(中村裕君) ただいま御紹介いただきました全国農業会議所の中村でございます。本日

は、このような、機会をいただきましてありがとうございます。

御審議をいただいております農地法の一部を改正する法律案につきまして、私は賛成の立場から意見を申し述べたいと存じます。なお、時間の関係もございますので、ここでは特に農業生産法人制度に関連いたします意見についてのみ申し上げますので、よろしく御願いいたします。

先生方の御尽力によりまして、昨年の七月に食料・農業・農村基本法が施行されました。そしてまた、ことしの三月には、この基本法の基本理念とその施策の方向を具体化した食料・農業・農村基本計画が策定されたところであります。この実現に向けて私ども最も重要だといふふうに考えておりますのは、だれがこれに当たるのかという点であります。いわゆる農業生産、農業経営、そして地域社会の担い手の量と質の問題ではなからうかというふうに考えております。

私も農業委員会の系統組織は、農業経営の法人化につきましては、前の古い基本法ができました以前、昭和三十三年からタッチをきてきております。このきつかけとなりましたのは、御案内かと思ひますけれども、徳島県のカン農家が農業経営の合理化ということで有限会社の届け出をいたしましたところ、法律違反で認められないということでごございました。

それ以降、この支援をしてまいりました。私どもは、農業経営の自主性あるいは主体性、すなわちみずから判断と行動ができる農業経営、この実現を目指したい。こういう観点からこれを支援してまいりました。そして、昭和三十七年、御案内のように、農地法あるいは農協法の改正によりまして、有限会社、合資、合名そして農事組合法人に限り、農地の権利取得が可能な農業生産法人制度の実現を見たところであります。

現在、私どももまだこの支援を続けておりまして、実は私どもの同じフロアにございますが、社団法人の日本農業法人協会というのが平成十一年の六月二十八日に設立をいたしました。その前の、平成八年八月に全国農業法人協会をつくりましたが、これを社団法人としてきちっとした組織にしたいということで、その面倒を今見させていただいていることでもあります。また昭和三十年終りから四十年にかけまして、それぞれ部門別に、養鶏経営者会議とかあるいは養豚経営者会議、あるいは稲作経営者会議、あるいは農業青年会議所、あるいは観光農業経営者会議等の、部門別の大きな農家、これは法人農家が中心になります。そういう農家の方々の面倒を見させていただいてきていることとございまして、この点につきましては今後も続けておるところであります。

特に、これからの農業経営は、言うまでもないことでありますが、単なる生産だけではなくて、加工、販売あるいは消費者等との交流などの事業展開が不可欠になっていこうというふうに考えております。また農外からの意欲ある若者が就農希望をしております。大変増加をしております。これらの受け皿として農業法人が大変な役割を果たしているということもございまして。

それからさらに、市場経済への対応ということとどういふ農業形態がよからうかという点につきましても、法人経営の態様ということが一つ考えられます。またそういう方向で今、法人の設立がされてきていることとございまして。

それから、これからの農業経営の継承、次代へどういふふうに渡していくかという場合、いわゆる農地と経営が一体的に次の世代に渡っていくというのを考えなければいけないというふうに考えておりまして、この次代への経営の継承という

ことについても法人経営が有効ではなからうかというふうに出ておりました。このような状況等今後を考えますと、農業経営の法人化はますます重要な農政課題ではないかというふうに出ておるところであります。

今回の改正法案は、農業生産法人の一形態として株式会社を認めるなど農業生産法人制度の四つの要件を見直すというものであります。この改正の内容は、従来と同様に、農業生産法人が家族農業経営の延長線上にあるという制度の基本を変えていくものではないというふうに理解をしておりまして、農村地域においても共存できる経営形態であるというふうに出ております。

先進国における農業経営のあり方を見ましても大宗は家族経営でございますし、今後ともそういう方向で変わりはないというふうに出ておりますが、時代の変化に対応して法人経営についても新たな展開が必要だというふうにも出ておるところでございます。

基本的にはこういう視点に立ちまして、要件の見直しについて、次に意見を申し上げたいと存じます。

第一点は、事業要件の改正であります。これまでの事業に加えまして、幅広い事業の展開が可能となります。このことは、農業所得の増大あるいは労働力の拡大あるいは周年雇用、そして農機具の有効利用等につきまして、また新たな農業経営の展開もさることながら、農林業の持ちます多面的な役割の発揮という地域社会の期待にもこたえるものではないかというふうに出ております。また、農業法人の方々からもこの事業要件の拡大につきましては強く望まれていた点でございます。

第二点は、構成員要件の緩和であります。農業関係者以外につきましては、現行の構成員に加えまして、地方公共団体それから法人と継続的取引関係にある者、例えば食品加工だとかあるいは生協、あるいはスーパーなどの参加を可能にしております。この点は、農業経営の成否にかかわり

ます加工あるいは流通への参入でもありますが、また資金の調達あるいは人材の確保、あるいは消費者や都市住民の方々との連携等も図れますし、このことが農業の国民理解にもつながるというふうに出ております。したがって、これは農業経営の強化発展と同時に、食料自給率の向上にも寄与できるのではなからうかというふうに出ております。また、この点につきましては、この事業要件と同様に現在の法人経営者からも強い要望があるものでございます。

それからさらに、環境問題と関連いたしまして、耕種農業の法人とそれから畜産農業の法人との連携によります資源循環型の農業経営の成立といえますか確立といえますか、そういうものも容易になるだろうというふうに出ておりますし、そういう事例も出てきております。

それからもう一つ、地方公共団体が参入する、参加をするということでございますが、私も、公益的な機能を持った農業生産法人というのが登場するということは、特に担い手が絶対的に不足しております中山間地域におきまして、耕作放棄地の解消とか防止、あるいは新しい農業経営の展開ということに大きな期待ができるのではなからうかというふうに出ておるところであります。

以上、二点のこの点につきましては、一つは事業要件でございますが、これは農業関連事業が過半を占めるということでチェックされております。また、事業内容につきましては、農地を取得するとき、あるいは経営の途中段階で農業委員会がこれまたチェックをするということになっております。また、構成員の拡大問題につきましては、農業関係者以外の出資について議決権数は現行制度と同様の制限を加えるという措置がとられるのは御案内のとおりでございます。

それから、三点目の法人形態要件についてでございますが、このことについて、一時期農村現場で混乱が生じたということ、農村現場だけではなくて、混乱が生じた時代があったかと思っております。

これは、この理解が、株式会社一般に農地の取得を認めるということではないのかという、ある意味で誤解がそういう混乱を招いたのかなということが過去にあったということには記憶しておりますが、資本の利益を優先する株式会社に農地の取得を認めるということは、投機的な取得あるいはその農村現場での土地利用の秩序に混乱を来すのではないかという懸念からそういう問題が生じたということでございます。

しかし、今回の改正法案では、この事業要件、そしてまた構成員の要件を満たした上に、さらに株式の譲渡制限、そして農業関係者以外の出資につきましては、従来どおり全体の四分の一、そして構成員一人当たり十分の一以下というふうに限定をされておりまして、農業関係者以外の支配を抑える仕組みが整備されたというふうに出ております。したがって、従来から心配をしておりましたような不特定多数の株主が出現するという点は排除できるのではなからうかというふうに出ておるところであります。

それから、第四点目でございますが、業務執行役員要件の改正でございます。これは、役員の過半が農業に常時従事する構成員である、かつ、そのまた過半が農作業に従事するということになっております。さらに、法人の代表者は農業が営まれる地域に住んでいなきゃいかぬ、住んで農業に従事する構成員ということになっております。こうしたことから、従来からの地域に根差した農業生産法人という性格は維持されるものと考えているところでもあります。

しかしながら、農村現場では、このことによりまして、法人要件の緩和ということによりまして、農地の投機的な取得あるいは農村の水利用あるいは土地利用に混乱をもたらすのではないかと懸念があるのも事実でございます。したがって、この各要件の適合性をきっちりと担保する措置が十分に配慮されなければならないというふうに出ております。

階での要件のチェック、あるいは立入調査などによります活動状況の把握、要件を欠いた場合の指導あるいは勧告、農地の譲り渡しのあっせん、このような法律に基づくものはもとよりでありますけれども、日常的にしっかりと対応が重要だと考えるところであります。

今後、農業委員会が、措置されましたこの対応策を実効あるものにするために、私も一層の組織としての取り組みを強化していく所存でございます。また、農業委員会体制並びに都道府県農業会議の支援体制の強化につきましても特段の御配慮をいただきたいというふうに出ております。さらに、国と都道府県の農地行政につきましても毅然とした態度で対応するようにお願いをいたしたいと考えているところでございます。

ちようど時間でございます。十分に申し上げられませんでしたけれども、以上をもって私の意見とさせていただきます。今国会でぜひともこの成立をお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。

次に、北参考人をお願いいたします。北参考人。○参考人(北津一君) ただいま御紹介いただきました北です。

今回、参議院の委員会にお招きいただいて意見を述べる機会をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。このように思います。また、委員の皆様には、日ごろ農業問題、農政対策その他で多大な御尽力をいただいておりますことも御礼申し上げます。このように思います。

私は、北海道農民連盟書記長という立場にありますが、北海道の一人でありまして、私の経営は稲作中心、北海道のいわゆる稲作地帯、ど真ん中でありまして、奈井江町というところで、今現在十五町歩ぐらゐの経営をいたしております。

私の立場として、農民のいわゆる現場にいる立

場として、これらのかかる案件について意見を述べたいと、このように思うところであります。

今、中村専務さんの方からも、今日を取り巻く情勢のお話がありました。私も同じ認識に立っておるところであります。特に、制定されました新しい基本法、このことが持つ意味、特に自給率の向上あるいは生産の増強、これらはもちろんでありますけれども、特に主要な視点として、農業・農村の振興、あるいは機能の維持といえますか、この点の位置づけが今回の農地法改正とどういう関連を持っていくのかなと、こういうところを私の視点として位置づけしているところでございます。

そういう中で、私も今回の提案された改正内容については十分承知はいたしておりますけれども、しかし、今、法人等の今後の要件、あり方、これらについて私の見解を申し上げながら、二点、三点の課題等について私どもの考え方、こういうことがしっかりと反映され改正法案の中に位置づけされるとすればそれでよろしいわけでありまして、けれども、そうでないとすると改正法には非常に賛同しかねる、こういう考え方を持っているところでございます。

そのまず第一点でありますけれども、いわゆる今お話がありましたような、法人の中に株式形態というものが、いわゆる認識不足かもしれませんが、しかし現場の我々としては、いわゆる株式資本等が、この後、農地というものの関与、あるいはあり方、あるいは地域社会、農村社会等に及ぼす点、こういう点を非常に危惧いたしております。投機等というものは、これは今の状況ではあり得ないかと思っておりますけれども、しかしこれらの経済性の追求の中から、いわゆる先ほど申し上げましたような農地の持つ多面的な公益的な機能、あるいは循環機能、農業が果たす地域社会の形成機能だとか、こういう点での影響低下、こういうおそれというものを非常に危惧していると、これが受けとめ方でありまして、

そこで、改正案のいわゆる要件の中で、今お話

もありましたけれども、例えば事業要件あるいは構成員要件、それから役員要件、これらの要件の見直しの中で、いわゆる構成員要件、これは御議論されておりますけれども、営業あるいは言えれば商業ベースという、そういう資本も参入できるというところがありますし、また役員要件の中に、いわゆる農作業、今日までのいわゆる法人の役員要件の中で農作業に従事する者のいわゆる規定といえますか、過半の者が農作業に従事する。しかし、今回はこの部分が基本的には四分の一という、こういう枠組みになっていると、こういう点であります。

当然、この新しい手段、手法が入ると、展開としてはプラスの要素ということも若干予測はできると思っています。しかし、この農作業要件の中に、いわゆる二分の一から四分の一と、いわゆる生産に携わる役員構成というものが非常に縮小して、いわゆる商ベースの部分あるいは農業に関連する事業等のウェイトが非常に大きい。

逆に言いますと、それらの経営の追求の中から、いわゆる生産というもののあり方、あるいはその部分が非常にしわ寄せあるいはコスト的な追求、こういうことを受ける。加えて、いわゆる農業生産の現場における者として、いわゆる農業の持つ機能、これらが果たしていく役割を考えれば、やはり地域性あるいは協業性、そういう部分、あるいは水系的な問題、かなりそういう部分があるわけでありまして、いわゆる地域性を持った農業の振興、農村地域の振興という点で非常に危惧される面があると、こういう視点に立つわけでありまして、そういう観点から、この役員要件については四分の一でなくて二分の一、ここに戻すべきだと、こういう考え方でございます。

それから、構成員の中に保有合理化法人がありますが、これも今、農地というものの耕作維持、御存じのように耕作放棄、こういう部分が非常に多い。しかし、この合理化法人の今後果たしていく役割は非常に大きいわけでありまして、その法人が果たしていく役割の中で、いわゆる法人に対

する出資あるいは農地の供与、供与といえますか譲渡の中で、非常に価格あるいは評価の中でギャップが出てくる、そういう問題がございます。

これは法人に限らず、今、個人経営の中でもこの問題が非常に大きく取り上げられて、いわゆる収支、経営が成り立つ、こういういわゆる貸付要件、あるいは合理化法人のあり方、こころが検討されなければならぬ。せっかくよき法人の体制ということであれば、これらの点の整備がぜひ必要という考え方でございます。

それからもう一点は、今お話がありました、これらの要件を満たすかどうか、あるいはおそれがないか、今申し上げたような、こういう点でのチェック機能の部分であります。中村専務の方からいろいろ申し上げておられましたので、私もその点については同感でございます。いわゆるこの法案、制度の中で、それらの権限、制度というものがしっかりと位置づけられているかどうかということが一つでございます。

それからもう一点は、小作料の設定の問題でありますけれども、今回の出された改正案の中では、定額金納制の廃止という、こういうところがございまして、このことにつきましては、情勢の変化ということもありましようけれども、しかしこの小作料、まあ小作という言葉自体が非常に古いかなと思っておりますけれども、しかしこのことは現に今、小作契約等々の中で、この小作料というものの考え方が、農地の集積、あるいは農業を続ける、あるいは離農していくという段階で非常に大きな問題に実はなっております。

このことについては、物納あるいはその他の手法、いろいろな支払いの可能性を今あらわしているようでありまして、これはやはり金納制といえますか料金で支払っていくと、やっぱりこの原則は曲げるべきでない。このことが、いわゆる一定のルールの中できちとすることが定められる、こういうルール化が必要であらうと思っております。今日までの標準小作料、それらには一定のルールがあるわけでありまして、しかし、その

ルールどおりのいわゆる小作料金に今なっているかというところ、果たしてそうならないと。耕作側からすると非常に経営収支のとれない小作料という中身になっておりますけれども、しかし貸す側の立場ということも、これ、一つありでありますから、この問題についてどう対処するか。これは次の問題でありますけれども、法人の中での処置としては、小作の納め方についてはこれは金納制を継続すべきと、こういう考え方であります。

そこで、私の申し上げた今の三点について、そういう視点での法制度の定め方、ここが必要であると、こういう考え方でございます。

実は、もうちょっとお時間をいただいて、この小作料等についてちょっとお話ししたいわけでありまして、私の参考資料の中に経営の実態調査というものが入っていると思うのであります。北海道における規模拡大型経営の調査でありますけれども、恥を忍んで私自身の過去二十年間余りの収支実績を実はお持ちしたわけであります。もう一つは、数字は非常に細かい数字で恐縮であります、拡大型経営調査結果表というところにあります。

一番上の表であります、水稲部門の道内の主要地区約百戸の経営の集積であります、面積は一番下の欄であります、水稲部門の十一年、平均が十五・三ヘクタールという、そういう規模層になっている。ずっと行きますと、真ん中辺に差引所得というものがあります、これは四百六十九万ということでありまして、償還金が三百六十九万、差引所得が百九万という、こういう実態であります。

私が申し上げたいのは、この所得の中、これは収入と費用を単純に引いたものでありますから、この所得で生きていくいわゆる小作契約あるいは農地集積等ができていくのかどうか、この点であります。今の農地法の中でこの小作料等々の論議、このことは十分このことを踏まえて論議をしていただきたいと思いますところでありまして、

単純に言うと、所得四百六十九万は十アール当たり単純に言いますと三万円の所得ということになります。ここから生活費が費やされるわけでありますから、ほとんどこの経営は赤字、会社で言えば倒産状態。こういう中で、それは農地のあり方、集積のあり方というものがしつかり議論されなければならぬ、こういう視点がこの農地法の中に課題としてあると。

こんなことを申し上げて、私の今の農地法の改正で、特に法人の関係、それからこの後の農地制度のかわり、小作料も一部取り上げましたけれども、こういう現場の考え方を申し上げて、終わりたいと思います。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。次に、小松参考人をお願いいたします。小松参考人。

○参考人(小松忠重君) 私は、兵庫県柏原町の農業委員会の会長を務めております小松と申します。

私の町は丹波という地域で、兵庫県中部にあるんですけれども、今農水大臣をされている谷さんと同じ選挙区の一角にございます。非常に小さな町なんですけれども、農業委員会に二十代から出していただきましたからもう三十数年になります、その間いろいろなことについて感じてきております、特に今回農地法改正が出てきました段階で私たちの農業委員会もいろいろ意見がありまして、そこで出てきた意見なども紹介しながら、日ごろ思っている点で発言をさせていただきたいと思っております。

今回の農地法の改正について、今それぞれお話しがございました。特にその中でもいわゆる株式会社という形態の農業生産法人が存在しているという点で、いろいろこれまで関係の農業団体では極めてこれに抵抗してきた経過がございます。しかもなお、今日も当然そういう立場でいろいろ今回の改正が論議されているところだと思っております。

すけれども、農業委員会へのいわゆる定期報告であるとか、あるいは立入検査などの規制はかけるとしても、いわゆる農業生産法人の要件を緩和するというのが非常に大きな柱になって今回改正をされておりますことを見ますと、私たちの農業委員会のメンバーもいよいよ来たなという、そういう思いが非常に強いです。大多數の農業関係者もその点では非常に大きな不安と危惧を感じて、いわば警戒の目で見ているといえますか、そんな雰囲気だと思っております。

来年、農地法の五十一年の記念の企画を今考えたりしておるんですけれども、私が初めて農業委員会に出していただいたころは、各地で協同化であるとか法人化の動き、先ほどもありましたが、ありまして、いわゆる農業生産法人が法制化をされておりまして、しかし、農地は耕作者みずからが所有することを最も適当と認めてという、このところはやっぱり非常に大事なポイントであったと、農地の取得であるとか耕作者の保護であるとか、農地の有効利用や耕作者の地位向上という点をしっかりと守り守って、それで農業委員会の活動もしてこなきゃならぬということで、当時のいわゆる自作農主義と言われていたのをしっかりと守ってきました。

その後、あの例の四十五年改正などもありましたから、この間いろいろ利用増進法から現在の農業経営基盤強化法ですか、強化事業になってきているんですけれども、そういう中でも、いわゆるみずから所有することを最も適当とするという、このところの原則はしっかりと我々も守りながら、今日まで来たというふうに思っています。それが今日、私たちは村の農地は村で守ろうやという思いで一致させて、そうしていろいろな取り組みをしているところなんです。

高度成長であるとかバブル期であるとかいろいろな経過もございましたけれども、そういう中でこの農地法と農業委員会が果たしてきた役割といいますか、これは非常に私たちが大きかったと思っておりますし、企業の乱開発によるいわゆる環境破壊な

どについて、私たちは精いっぱいその地域の環境を守り、公害を防止するために一生懸命頑張ってきたつもりでございます。

ところで、今回の改正ですけれども、今ある農業生産法人のいわゆる要件緩和ということだから、すぐだと大会社が入ってくるというふうなことはないというふうな言われていると思いますが、そうだと思うんですけれども、問題は、その次の段階が非常に危ないのではないかと不安をみんなが持っているところだということに思います。もしそうだと、これは家族農業がもう業として成り立たなくなるんじゃないか、村の中で非常にそういう企業と家族経営との間にいる人なわけが生じないかという不安、そういうものを農業者のほとんどが持っているというふうに思います。

提案されている側は、やっぱり国際競争であるとか規制緩和であるとかそういう立場で進めておられますので、余りあけすけのお話はないと思うんですけれども、これはもとと経団連や財界の皆さんなどがいろいろ提言をしてこられた経過もありまして、いよいよそういう方向に風穴があくという思いはやっぱり全国ほとんどの農家の皆さんが持っているんじゃないかというふうに思っています。

私の町は、山林が七五％で、農業振興地域内の農用地が大体三百三十町歩という非常に小さな町ですが、現在、県営や団体営の圃場整備などを含まれて大体二百五十町歩ぐらい整備をしてくれました。問題は、この農地をどう有効にこれから将来にわたって生かしていくかという点で、やっぱり集落と家族農業を守ることが担い手確保の基本だということに思っております。

それぞれの集落にはいろいろな事情がありますから、それぞれの事情に沿って、私たちも担い手確保、確立、農業経営を維持し、また農地を有効利用するということで今一生懸命取り組んでおるんですけれども、そういう中で、やっぱり株式会社とか法人化とかというふうな思いは私の町で

はいささかとも言っているほど、ほとんどないと言っているというふうに思います。全国の市町村、大きなところは知りませんが、農地帯などはともかくとして、ほとんどの地域は、私たちの中山間地のようなところとほぼ同じような状況ではないかというふうに思います。

私の町も含めまして郡内の六町で広域のいわゆる担い手センターですね、いわゆる農地を荒らさないようにどう活用しようかということで、農地の流動化を広域的に図っていくという目的の組織をつくっていただいております。もろもろ理由があるんですけれども、そこにはやっぱり村の農地は村で守ろうと、外部からのいろいろな入り作なども、やっぱり村の機能を維持しようとするとは、できるだけ排除したいという思いがあつて、それでやっぱり村で守っているやうなところからそんなに農地が広域的に流動化しないということだと思ひますし、ずっと通作距離なんかについても緩和されてはきていますけれども、実際には機能しなくなっているもので、もう実績もないから解散しようということになっているというふうに思ひます。また、そういうことが今の農業を守っているんだというふうに思ひます。

今私たちは、それぞれの集落の実情に合わせて、一定規模の農家で後継者のいるところに利用権設定をして、そこに農地を一定の集積を図るとか、あるいは農作業だけを請け負うやうなそういう組織をつくるのか、それぞれの実情に応じていろいろな取り組みがなされているところですから、やはり先ほどから何回も言うように、入り作をできるだけ防いでいこうと、そうしなかつたら集落の機能が非常に混乱すると思ひますが非常に強いと思ひます。

これは、そういう言い方をすると何か閉鎖的なやうに聞こえるかも知れないんですけれども、やっぱり村というのは、私たちの小さな村ではやっぱり農業が何だかんだといつても中心になつておりますし、共通の話題という点からいってもや

つぱり農業が中心に座っております。したがって、例えば、おまえのころのあの田んぼ、ちよつと虫がついておるんじゃないかと、おまえのころ、もうちよつと、今ごろもうええかげんに種をまいたらどうかとか、水があたつておるぞとか、いろんなそういう話がずつとつながること、集落がもつていて私たちが思っています。そのところが非常に大事なのであつて、いわゆる企業形態の組織が入ってきますとこれは当然利潤追求というふうなことになりますので、その点では非常に問題だというふうに思います。

私たちが一番困っているのはやつぱり四割近い減反です、四割も減反をかぶつてまで農地の集積はしたくないというふうな、意欲を持つ農家でもそんな思いをしているという現状にあります。

それから、もつと言えば、担い手がいろんな事故や病気で挫折することがあるんです。私の町で、小さな町ですけれども、ここ五年ほどの間に五人、そういう交通事故や病気で亡くなられました。そんなことになるとうてんやわんやになつて、村の農地をどうしようかということ、一生懸命やるんですけれども、だからといってそのときに、担い手の法人化へというような声はもう全然出てこないんです。やつぱりみんな、定年退職者なんか力が合せて作業班をつくらうというふうなことであるとか、それぞれの地域に合った取り組みをやっている。むしろそれを支援するような施策が欲しいというのがまた私たちの思いです。

特に最近困っていることの一つに、競売で他の地域に住んでいる人が競落してくる。例えば、高速自動車道で農地が買収されたんでその代替というふうな格好で、相当のお金が入つたのを新しい農地の取得で入ってくるんですけれども、えてしてそういう場合に、相当遠くの人たちが来ますから、あぜ草刈りもろくにできないというふうなこともあつたりしていろいろ問題になっているところ、時間が来ますから、農業委員会の問題に

ちよつと触れておきたいと思うんですけれども、今回の改正で農業委員会の役割というのが非常に強調されております。私たちもそうだろうということで責任を感じているわけですが、例えば、農業委員というのは、私の町でも二十五の集落で十六人です。今、私どものところで合併が問題になっていますから、万が一合併にでもなれば、二百集落ぐらいのところ、二十五、六人ぐらいの農業委員さんになると思います。その場合に、選出する母体は各集落で持ち回りの、いわゆる一期三年ごとには持ち回つて推薦されてくるというふうな例が非常に多いので、私のようにもう長いことずつと出ているという人は非常に少ないという、そういう状況にあります。

それからもう一つ、農地主事の問題ですけれども、これは、いろいろ調査や勧告する場合に、そういう能力を持った、あるいは権限を持った、そういうのが要するんですけれども、実際には町長のいわゆる任免権に基づく、町の町長部局の職員が兼務しているという状況が全国の市町村の実態だと思ひます。その際に、私もそういうことがあつたんですけれども、町長が勝手に、これまでもずつとやってきた課長を住民課にばつと回すというふうなことがあつて、何をするかと言つたら、血相が変わつておつたんでしようけれども、抜かぬでくれと言つたら、いやもうこい口に手をかけていると言つて笑つたことがあるんですけれども。そういうふうにいわれる勝手に町長の権限で動かすことのできない、農地の問題については絶対に専門的に役割が果たせるようなそういう農地主事、さきの一括法で配置規定がなくなりましたけれども、私は、そういう制度があるなしにかかわらず置かぬとあかんのじゃないかというふうに思ひます。

今もちよつとお話をしていましたけれども、農業委員の報酬というのは大体、私も議員をしておりませんが、議員の一カ月分が一年の報酬ですから。ちよつとそこ、これらのものを全部チェックせよというんですけれども、これはもう

恐らく機能しないんじゃないかという心配は非常にしております。

いずれにしても、やつぱり一定の権限を持った、しかもそれがちよつと保障された、そういうものでなければならぬ。ところが、予算はむしろずつと削減される方向にありますから、その点は非常に重要なポイントじゃないかと思ひます。

以上ですけれども、地域農業を考えますときに、やはり家族農業が基本です、農業委員会の系統においても今日までずつとそれは主張してきているところ、三十数年委員会の活動をやつてきまして得た教訓というのは、やつぱり耕作する者みずからが所有することを最も適当とするという、この農地法の基本理念をしつかりとやつぱり持つて、農村の自立あるいは健全な文化という、そういうものの源泉になつていける点ですから、このところを非常に大事にしなきゃいかぬのじゃないかと。また、農地の転用許可を審議しておりまして、厳しければ厳しいほどええなということは思つていませんけれども、やつぱり心を鬼にして決断をしたときにはそんなに間違ひはないけれども、多少でも、言葉は悪いですが、仏心を出すとそこに落とし穴があるときの方が多いなというのがこの三十数年のものです。

ですから私は、もとなつて法律改正という点では、私はこれからはもほど慎重にしていかなきゃならないと思ひます、そうした点で、法人の要件緩和というのは、結局企業による家族農業と村の環境を破壊するんじゃないだろうか。結局、自然を相手にしたいいわゆる自然農業と狭い農地を隅々まで活用したいということで頑張つてきているという食料生産とか自給の向上だとかという課題から見ると、そうしたことを一層困難にしないかというふうに心配をしているところ、以上です。

○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます

次に、田代参考人をお願いいたします。田代参考人。

○参考人(田代洋一君) 御紹介にあずかりました横浜国立大学の田代です。

今まで三人の参考人の方々が大学高所から見解を述べていらつしやいますし、私の職業は教師であり研究者ということでありますので、やや細かな点についてお話をさせていただきますと思ひます。

日本の農業といふと三世代直系家族を規範とします家農業でありまして、それもやつぱり、家農業といふのは強みもあると同時にやはり後継者やそれから女性の自立の点では弱みもあるというふうな思つています。そういう点では、農業生産法人は、こういう慣習的な制度の弱みに対しまして制度をもつて補強する、そして家農業の近代化を図るという点では非常にやつぱり有力な手段であり、条件の整つた農家が法人化を図つていくということは、今後の明るい農家、明るい農村をつくる上で非常に大切なことであります、そこで農業生産法人制度の使い勝手が悪いという点があればやはり改善していくことが必要かと思ひます。

しかし、今回の改正案は、ありていに申しますと、こういう線上で農業生産法人制度の発展を図るというよりは、むしろ端的に申しまして農外からの株式会社農家の農業参入要求、これに端を発した問題でございまして、それに対して農業生産法人制度がよつて立つ農地耕作主義、これとのぎりぎりの折り合いをつけようとした農政当局の苦心の作といふふうには見ております。言つてみれば、アクセスを踏みながら同時にブレーキを踏もうというふうなことでありまして、関係者の御努力に深く敬意を表したいと思ひます。しかし、そのような経緯にかんがみますと、私は今回の改正のポイントは、現実論とかメリット論というよりはむしろ理念論に、理念といひますか、将来に対する影響にあるのではないかというふうな考へております。

農外からの参入といひますのは、今いろいろお話がありましたように、あつたとしても例えば有機認定とか加工原料の確保とか農業のおいし部分をとるということにとどまるだろうと。それよりも問題は、今回の改正が戦後農政の根本理念であります農地耕作主義のこの範囲内にとどまるものなのか、それともそれからみ出していく一步になつてくるのか、そのところが最大の問題ではないだろうかといふふうに考えています。その点では、ほかの参考人の方々と同じように、やはり私としては懸念を持たざるを得ないといふことであります。

なお、私がこれから申します農地耕作主義といひますのは、みづから額に汗を流して大地を耕作する、こういう方々のみが農地の権利を取得できる、こういう理念を指しております。

その懸念の第一点目でございますけれども、まず農業生産法人の形態要件、これにつきましては、株式譲渡の承認制つきで株式会社形態を認めるということでございますけれども、しかしながら我々の経済学の立場からいいますと、株式会社といひますのは、第一番目に、やっぱり株式の自由な購入と自由な譲渡、これを通じて投資のリスクを回避する、そのことによつて大衆的な零細な資金を大量に集積してやつていくということに本質があるわけでございます。しかるに、この株式会社株式の譲渡制限をするといふことは、言つてみれば首根つこのところを押さへちゃうといひますか、本質的な機能を取り上げてしまふといふことでございまして、皆様方の御努力はよくわかりますけれども、言つてみればやっぱり不自然な措置であつて、永続性に疑問なしとしないといふことでございまして。

それから、株式会社の第二の本質は、これは言うまでもなく所有と経営と労働を分離して効率性を高めるということでございますけれども、農地耕作主義はむしろ所有と経営と労働との一体性といふことを目標としてございまして、その点でもなじまない点があるのではないかといふふう

に考えています。

二番目に、先ほど御議論ありましたけれども、事業要件でございすけれども、主たる事業が農業であればいいということでありまして、従たる事業についての範囲を問わないといふことでございす。この点についてはいろいろな技術的な難点があつたかと思ひますけれども、しかしこれは規制の緩和といふよりも規制の撤廃でございまして、やはり技術的な困難を超えるような問題がそこにあるのではないかといふふうに考えております。

二点ございまして、第一点目に、改正は法人が何を兼業してもいいと、言つてみれば従たる事業としては何を兼業してもいいといふことであつて、これは言つてみれば第一種兼業農家、第二種兼業農家の法人版といふ、こういうことになつてくるわけでありまして。しかし、いやしくも日本農業の担い手の最前線でもつてこの法人が頑張ろうといふときに、何をやつてもいいといふことになりまして、果たして国民の農業に対する理解が十分に得られるだろうか。多面的機能といふことを非常に強調しております新基本法、これにむしる即応して、農業関連事業なり附帯事業の幅を法人の持つてゐる生産手段あるいは生産物、これを利用してすべての分野に広げる。言つてみれば、農機を持っていればそれで土木作業からそれから除雪作業までできる、あるいは自分のつくつた農産物を使ってレストランから民宿までやるという、そういう今日の事業を拡張するといふ方向でやはり事業は特定する方がよろしいのではないかと。聞くところでは、フランスの新農業基本法でもやはり農業活動の定義は明確にしつつ拡張しているといふことでございまして。

二番目に、ここが問題でございすけれども、主として農業をしてゐるか否かといふことの判定は売上額で行うといふことになつております。ところが、売上額の経済的実質的な意味といひますのは、売上額に対する所得率の割合あるいは経常剰余率の割合によつて大きく異なります。したが

いまして、たとへば売上額では農業が主でありましても、実質的には第二種兼業法人になる可能性があり得る。例えば、先ほど例がございました畜産でございすけれども、畜産の売上額は非常に大きいけれども所得率は非常に低い。こういう畜産経営が土地利用型経営の複合経営を行つていて、かつ農外事業を兼営するといふことになりまして、実質的には第二種兼業法人、これによる農地耕作や権利取得が可能になつてくる可能性があるのではないかと懸念がございす。結局だれが農地の権利を取得してもいいといふことになりかねなくて、企業の農地取得に口実を与え、言つてみれば、やっぱり農地法の撤廃にまでつながる問題を内包しているのではないかといふことでございす。

それから、構成員要件でございすけれども、「物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人」といふふうになつておりましたものが、今回はどうも個人及び法人といふふうになされる予定のようでございます。これだと、例えば農業法人から米をかう生協等々だけでなく卸だとか小売資本、加工食品メーカー、こういう営利法人も構成員になれるといふことでございまして、四分の一ないしは十分の一という限定された出資額、そのいかんにかかわらず、むしろ少ない資本でもつて農業法人を支配するといふようなことも起こり得るだろうといふことでございす。

第四点目に、業務執行役員の要件でございすけれども、私は今回の規制緩和はこの点が一番大きな規制緩和じゃないのかなといふふうに思つております。先ほどお話ありましたけれども、これもやはり農作業に主として従事する者が過半を占めるといふことでございすけれども、その点が三つばかり緩和されております。一つは、農作業を農業、農業といひますのは、これは農業関連事業や企画管理労働が含まれてきますけれども、そういうものに緩和するといふことでございすし、二点目に、農作業に主として従事するといふことが農作業に一定日数以上従事すればよろしいとい

う形で緩和されている。三点目に、農業に従事する者が、先ほどの北さんのお話でもございすけれども、二分の一以上から四分の一以上という形に緩和されてくるという三重の規制緩和が行われているのではないかと。

要するに、役員の四分の三までは農業に主として従事しない者がなれるといふことでございまして、具体的に考えてみますと、農作業に主として従事するといふことは、これは位置を特定された土地でだれが農作業を実際にやつてゐるかどうかといふことは、これは我々は目で見る事ができるわけでございます。しかし、農作業ではなくて農業といふことになつてきますと、これはマネジメントだとかマーケティングだとか、こういう頭脳労働が入つてきます。この頭脳労働といひますと、だれの頭をかち割つてみてもその人が何を考へてゐるかといふことはちよつと目に見えない。または特定の土地から離れるといふことができませんので、非常にやつぱり判断が難しくなつてくるのではないかと。極端な話、東京都心の高層ビルの最上階の社長室でも農業経営に思いをめぐらすといふふうにおつしやれば、それはやっぱりそういうふうによつてゐるのかなといふことになりかねないといふことでございす。

今、農作業に主として従事するといふことが耕作者の定義だとしますと、その耕作者が経営の主体たる事が確保されない改正でありますと、やはり農地耕作主義をこの点では逸脱する可能性なきにしもあらずといふふうに見えております。問題は、農地耕作主義に穴があくと次はどうなるかといふ問題でございまして、農地法三条、これは農地の権利取得に際して農地耕作主義を規定しているわけでございます。要するに、みづから額に汗を流して耕作する者のみが農地の権利を取得できるといふことであります。そのことは、言いかえれば、農地はあくまでも農地として耕作すべきだといふことでありまして、そのことが農地の転用は統制されるべきであるといふ次の転用統制の理念を生んでくるんだらうといふふう

に思います。

ちよつと難しい言い方ですと、農地法三条の農地耕作主義のその上にやはり四条、五条の農地転用統制があるというふうに私は理解しています。両者は言ってみれば親ガメと子ガメの関係でありまして、親ガメすなわち農地耕作主義が株式会社等の導入によってこけてしましますと、子ガメすなわち転用統制もこけてくる可能性があるんじゃないか。結局、だれが農地を持っても農地を何に使ってもいいということになつてくるといふ点で、理念的にはこの点がむしろ私は怖いなというところがございます。これは五年後、十年後、二十年後の話かも知れませんが、そういう点を心配いたします。

そうは申ししましても、大勢からしてやはりこの法律が通つていくとするならば、それはやはり政府も非常に重い責任を負うことになるのかなというふうに考えていますので、最後にその点をお願いしておきたいと思ひます。

すなわち、今まで参考人のお話にございましたように、懸念払拭措置が十分にとられることを前提としてやろうじゃないかということでありまして、まさにブレーキを踏んでいるわけでありまして、けれども、このブレーキを踏むその主役としてはやはり農業委員会がなつていられたい。今の小松参考人のお話でも農業委員会は、小松さんは非常にお力ありそうだけれども、全体としては既存の業務で手いっぱいである。その上、こういう高度の専門的な知識、それから監査能力、さらに一定の裁量性、こういうものを有する任務を農業委員会が全うするということになつてきますと、私は特に、農業委員さんの若返りだとかそういうこともありますけれども、最大の問題は、農業委員会事務局、この体制のやっぱり抜本的な充実が必要だろうと。私が農業委員会にお伺ひしても、大体農業委員の職員さんは一年、二年、三年ぐらいでおかわりになつてしまつてとすると、果たして長期にわたつてこういう監視する力がどれだけあるだろうかという点が不安であるわけであり

ます。

私としては、やっぱり農業委員会の事務局体制の抜本的な充実、それからそこに専門家として長期に頑張るそういう職員の確保、それからやっぱり農業委員の若返り、あるいは農業委員さんには若手、特に、お年寄りを別に軽べつするわけじゃない、ありませんけれども、やはり働き盛りの方がいいないとなかなかこういう監視は難しいだろうということでございます。

しかしながら、他方で、農業生産法人自体は地域普遍的に展開するとしても、問題のあるような農業生産法人はこれはレアケースだろうと、またそうであつてほしいというふうに願つております。そうしますと、一方でやっぱり農業委員会事務局体制の抜本的な全国一律的な充実という、そういう課題とともに、果たして全国一律にそういう充実する、具体的なその抜本的な拡大を図つていくという、そういう財政的な条件があるかという、その点もやはり問題である。

こういうふうにも考えますと、こちらには、中村参考人、それから小松参考人、言つてみれば末端の農業委員会の方と、それからトップに立つ会議所の方がいらつしやいますけれども、私はそういう、一方ではやっぱり抜本的に人的な充実を図らないとだめだけれども、しかし現実的にはそれが余りにも、必ずしも現実的でないと思いますと、やはりこの農業委員会の系統組織として、言つてみればやっぱり全国農業会議所、それから農業会議、これがいつでも遊軍的に農業委員会をサポートできるような、こういうのがつちりとした体制をつくつていく必要があるだろうと。中村さんにややごまをすれば、そのためにはやはり政府としても農業委員会系統に対する一定の財政的な支援というところが不可欠ではないだろうか、そういうふうにご考えております。

以上でございます。
○委員長(太田豊秋君) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの御意見の聴取は終わ

りました。

これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鶴保庸介君 保守党の鶴保でございます。

自民党・保守党の会派を代表して質問をさせていただきます。今お話を伺ひして、各参考人の資料を事前に読ませていただいて、私なりにこんなことかなというところもちよつと用意してきた質問もあつたんですが、今お話を伺ひして、二、三、ああそうなのかと、これはちよつと確認しておかなきゃいかぬなと思うことも多少出てきましたので、先に、ちよつと脈絡がなくなるかもしれませんが、その辺のお話をちよつとしてみたいと思ひます。

(委員長退席、理事金田勝年君着席)

せっかく、現場で頑張つていらつしやる小松参考人、そういう方にもいらつしやっていますから、感想を交えておつしやつてくださいました。率直に言つて、株式会社化のものが進むと家族経営的なものが破壊され、またそういうものは我々の土地柄から考えても望んでおられない、全く望んでおられないというふうなお話をされておられましたが、望まないものを無理にすることは我々政治家としても非常にこれは考えるべきことでありまして、その辺の事情についてはいろいろまた意見があらうかと思ふんですね。一部地域によつてはそういうふうなところもあるかもしれない、またそうでないところもあるかもしれない。

それについて、小松参考人にはお話を聞きまして、たの、他の参考人について、若干の感想で結構です。これはもう統計的なものじゃありませんから。中村参考人いかがでしょうか。中村参考人、北参考人、お二方にとどめておきたいと思ひますか、それについてどんな感想をお持ちでしょうか。

○参考人(中村裕君) 特に株式会社でありますね。我々は、先ほど申し上げましたように、一般の株式会社は農地を取得して農業に参入するというところについては反対でありまして、その原因

は、先ほど田代先生からもお話がありましたが、農地法の根幹であります耕作主義、これが守れるかどうかというところにあると思ひます。

今回の株式会社の参入は、そのことがクリアできていないというふうに我々は理解いたしまして、認めてもいいのではないかと。ただ、懸念の事項についてはチェック機能をちゃんと働かせるということでありまして。

それから、感想も含めてということでございますので申し上げますと、多分、一般の株式会社が農地を取得して農村に入つてくることは余りあり得ないというふうに思ひます。先ほど北さんからもお話がありましたように、株式に配当ができるような果たして経営が成り立つかどうか、多分成り立たないだらうと思ひます。したがつて、まず一般の株式会社が新規に入つてくることについてはいかがなものかなと。多分私はなからうというふうに思つております。

むしろ、外部からの圧力ということも経過上あつたと思ひますけれども、我々はそういう見方をして、むしろ、今この農業生産法人の、有限会社が多いわけですが、これが事業拡大あるいは雇用の周年雇用という点あるいは機械の償却を考えまして、そういうことを含めて事業拡大しなさいとかぬ、あるいは人を雇わなさいとかぬといふことで、あるいは資本の調達をしなさいとかぬといふことで、農家の生産法人の有限会社が株式会社化する、生産法人として株式会社になる、こういうことになるんではなからうかと。また、しっかりした家族経営があるところには多分入り得ないんじゃないかと。そういうふうには思つております。

○参考人(北津一君) 農村現場でこういうこと、いわゆる株式形態というものが必要かどうかという、そういう問いかけかと思ひますけれども、端的に言つて、私はそんなに大きなウェイトを占めないんだらうと思つています。

今現在も、先生も御承知でしょうけれども、全国でも五千六百、法人体といひますか、率で言い

ますと〇・二％。北海道でも一％台、総農家数からいうと一・二％ぐらいですね、今、法人という形態は。この後の展開で可能性の追求という点ではいろいろ出てくるかもしれませんが、しかし、これが歓迎されてどつと行く、農民もそういう構成をどんどんやっていくという、そういうことには私はなっていないんだかなど。逆に、例えば株式形態をとった場合の、いわゆる農業の本來持っている、今日まで我々が続けてきている生産という部分がどういう形で、いわゆる経営論理あるいは経済論理の中で凝縮され、あるいは影響を受けるか。そういうところが、何と申しますか、自分の利益ばかりじゃなくて、非常に農業を維持する、地域を維持するという観点で危惧しているというのが現状だと思っています。

○鶴保庸介君 よくわかりました。

今後のことも含めて将来の展望も幾つかお話をさせていただきましたので、小松参考人、せっかくだ、お話の中に、今は現状、今お二人の参考人がお話をなさった中で、将来的にもそれほど、ウエートの部分ではどうなのかなど。確かに、きちつと農業経営が進んでいくところについては参入もそれほど来ないのではないかというお話もありました。また、それが必要なところに、これからそういうものが必要な場所が広がっていくべき筋の、こういう法改正は必要なんだというお話だったというふうには私は思うんですが、小松参考人はお話の中で、次の段階が問題なんだというお話をしましたね。その次の段階、どういうことをおっしゃっておられるのか、また、これは意地悪な質問なんですけど、もしも皆さんの仲間の農家の方々が法人形態で農業経営をやりたいというふうな、今はないというお話でございましたが、農業委員会に相談をなさってきたような場合、どう対応されるおつもりか、その辺いかがでしょうか。

○参考人(小松忠重君) もともとこの話というのは、株式会社という形態の法人が農業の分野に参入する問題についてどこから出てきているかと。

皆さんもう専門ですからよく御存じと思うんですけども、やっぱり財界からそういう問題が出て久しくなるんですね。

同時に、そういうことから、農業委員会ももちろんですが、JAの系統等も含めて非常に警戒心をずつと持つて、今日なお持つて、いろんな歯止めをかけぬといかぬということとずつと来ているということが一つの証明だろうと思うんです。

もちろん、その次の段階がいつ来るか、どんなものになるかというのはわかりません。わかりませんが、少なくとも株式会社という形態の法人が農業の分野に参入するという、風穴があいてくると思ふにまずいという思いが村の中に非常に強いと思うんです。

例えば、私の村で十年後の農業を考えようというところでアンケートをとったことがあります。この際ちよつと紹介しておきたいと思ひます。

農業を続けていてよかったと思ふことについて三つで答えてくれと、こう言つてとつたことがあつて、親の代から継いできたものだから続けるのは当然だ、それからもう一つは、村の生活で農業は共通の話題だから大切だ、それから三つ目は、自然の中で農作業は楽しくて健康にもよい、あるいは、どんな時代が来ても食料を自分でつくつていけると心強い、農業は退職後の生きがいになるから、物をつくることは楽しいし多少でも収入になるから、余りよかつたと思ひない、その他と、こういう設問をしたんですね。

ずつとそれぞれあるんですね、やっぱり一番多いのは、どんな時代が来ても食料を自分でつくつていけると心強いというのが、これが一番大きいんですね。なるほど。これが今の農業を守つていけるし、将来もこのところが、非常に厳しくても自分の農地を守つて食料生産を続けようという思いのそういう意欲の根源がここにあるのであつて、これを大事にせぬと、法人化、企業化という方向だけで担い手を考えると、そういう選択肢はいかぬものかというのが私たちの見解

なんですけれども。

○鶴保庸介君 もう一点、じゃ、もしもという話ですが、確かにそういう思いでやつていらつしやることはよくわかるんですが、経営形態は非常にやつぱり厳しいものがある、また国の財政状況も非常に厳しい、こういう状況の中で、やはり法人形態で農業経営をやりたいという方ももしかしたらこれから先出てくるかもしれない、こういう仮定の設問ではあります、そういう場合、農業委員会に相談された場合、どういう対応をされるかということをお尋ねします。

○参考人(小松忠重君) 私のところにも新規参入をしようというふうな、いわゆる新規就農ですね、をしようとする若い人たちが問題を出してきたことがありました。しかし、実際には成功しませんでした。もともとこれは難しいという思いを持つておつたんですね、難しいと思ふよりも、むしろ非常にちよつと疑うような側面を持つておつたんですね、結局やつぱり農地の取得を図ろうとしてなかなかうまくいなくて、そのほかいろいろあつたんですが、これから新規参入しようとしてもなかなか成り立たない。

今、中村さんもおつしやつたように、それは、すぐ今企業が入り込んできて、それで利潤を上げてやれるかというところではありませんから、すぐ私たちが大企業が農村に入つてくるということはありませんし、私たちの町にも、小さな町ですらない、恐らく耕作条件は余りよくありませんので入つてくる心配はないと思ひますけれども、全国を規制する法律がそういう余地をあけると、将来非常に問題を持つてくるんじゃないか。集落との関係では、非常に企業経営と集落の関係とはやつぱりあつたきを生じることはあり得ると思ひます。そんな議論は非常に広く行われております。

○鶴保庸介君 かなり厳しいお答えだなというふうにも思ふ次第ですが。

田代さん、先ほどちよつと席を外されておられましたので、同じような質問なんですが、耕作者

主義に反するというお話をされておられたときに、それは先ほど中村参考人の方からも、いろんな立場、考え方があろうかというふうにも私も思ひます。ただ、そういう立場に立つておられる田代参考人は、今、小松参考人にお聞きしたようなこと、やつぱり状況が厳しいからこそこういう新しい法律を出して夢を持つてやつていたかどうかということになつてきたわけでありまして。

基本的なことをお伺いします。農業経営を発展させていくために農家の方々それぞれ農業経営を法人化していくということは、やはりある種有効な手段ではないかというふうには私は考えておりますが、この点についてお考えはいかがでしようか。

○参考人(田代洋一君) 私は舌足らずの面もあつたかも知れませんが、私は、農業生産のこれはほとんどできるところから、条件の合うところから導入していったらいいんじゃないか、そういうふうな思つておりますので、そのことについて懸念があるわけでは全くない。ただ、今回の制度は、いわば農業者以外のそういう人たちが入つてくることについて、株式会社の形態との関連でもつていろいろな将来的な理念上の懸念があるというふうには申し上げたわけでありまして。

一つだけつけ加えますと、この改正によつてほとんど農外から農業生産法人の形態を活用して入つてくることは恐らくないと思ふんですが、それは仕込んでものがつちりと制限されておりますので、歯どめがかかつておりますので、簡単に入るわけでもないし、入るメリットもない。ただ、問題は、だからそういうがんじがらめに縛つていられるから入れないんだ、こういう口実でもつてつとこれを、もつとさらに縛りを緩めてくれという要求をしてくるのではないかなというふうにも思ひますので、やはりここが最後のぎりぎりだろうと。

私、今回、耕作者主義に反したとも言いませぬし、反してないとも申し上げていないんですけれども、踏ん張るとしたらここが最後の踏ん張り

どころではないのかなということは明確にしたいというふうに念じております。

○鶴保庸介君 よくわかりました。御心配の節、向きがいろいろあるんだということでしょうね。

北参考人、今お話を伺いしてあって、小作定額金納制ですか、のお話をされたのは参考人だけだったような気がいたしますが、このことについていわれるきつちりルールをつくっていかなきやいかぬというお話をされておられました。

具体的にもう少し、どんなルールをつくっていいですか、何かお考えがございましてあれば、もともと厳しいものでありますから、そのルールをつくることで解決ができるものであるならばそういうこともお話を、アイデアをお伺いしておきたいな、せつかくの機会ですからお話をさせていただければと思います。

○参考人(北澤一君) 今現在の小作料設定といいますが標準小作料の設定の根拠といいますが、それはあるわけでありまして、それはいわゆる収益性、収入、費用を引いてそれに労働費等々を含めて、それが小作料としての基本といいますが、になつてゐる。私はここはこれでいいと思つてゐる。

ただ、中身に、いわゆる家族労働の評価とか位置づけ、これはこの資料によりまして、時給千円ちよつとぐらいのいわゆる家族労働費の位置づけと、ですからそういう点ではそこは農業をしていく場合の対価としてどうなのかということがあります。しかし、それはベースとしてはこういう要素でいいだろうと。

しかし、今、金納制じゃなくて自由な形態での支払いと。ですから、行つて作業をやつてやつたとか道具を出してやつたとか、おまえのかわりにこれをしてやつたとかといういろいろなものが出てくる。ですから、それは求める者も、側もあると思ひますけれども、しかしここが何でもありだということになつた場合に、これは借りる側、貸す側、このことにいろいろな混乱やら不安を残すのではないかと。

今、実態では、府県の場合は六〇%、七〇%近くが金納制で、北海道の場合は九十数という数字でありますけれども、そういう実態だと聞いておりますけれども、しかしこれは、そのめどというか一定のルールというものはやっぱり明確にすべきだ、こういう考え方です。私は、金額ベースできつちと透明性を持つた方がいいだろう、こんなように考えております。

なお、家族労働の見積もり等については、これは私は農政上の、何といひますか、埋もれた課題だったなと、このことがやはり今、例えば生産費調査における部分でも、政策決定における労働費の扱いにしても、経営を維持継続する、あるいは農民の生活がある程度補てんする、補償する、そういう視点からはかなりかけ離れた点での扱いだったと。このことが今日、我々も皆さんも抱えている農業の大きな、何といひますか、重たい要素になつてしまつたな、こういう認識でおります。

○鶴保庸介君 ありがとうございます。家族労働についてもいろいろと、労働の明確性といひますか、そういうことも考えていかなきやいかぬなということでございます。

(理事金田勝年君退席、委員長着席)

もう時間がございますので、最後に、一連の議論を含めて、私は私なりに思うところはあります。あるんですが、中村参考人、耕作者主義云々ということも議論になりました。そしてまた、これからの農業に向けてのまた展望といひますか、そういう期待を込めてこういう法改正がされておるといふふうに私は理解をしておるんですけれども、議論の今までの経緯を見ておりますと、農業団体等々は農地法改正について当初反対してゐたところ、現在賛成の側に立つておられるといふふう聞いております。

当初議論されておつたのといふふうに変わつてきて、またそれが賛成になつてきたのかといふことを明らかにしながら、今までの議論をちよつと総括していただかせんでしょうか。

○参考人(中村裕君) 当初反対を、顧みますとち

よど平成八年の秋ぐらいからでしようか、そういう議論が規制緩和を通じて出てまいりまして、我々が一番心配しましたのは、いわゆる経済団体から言われてゐましたのは一般の株式会社についてでございます。これはどうしてまただめだといひます。

それは、先ほど田代先生からありましたように、我々は最終的にはやはり農地法の根幹、耕作者主義はこれを堅持しなさいかぬといふことを思つておりました。それが堅持されれば、今までは

ありました有限会社等の農業生産法人、農業生産法人はいわゆる耕作者主義に基づく法人でありますから、それに要件が合えば株式会社を排除するあれはないといふことでありまして、今まではそれがなかなか合わない、要件が合わないといふこともありました。ただし、かなりの点で懸念が

あるといふことがありまして、それが今回は農業委員会だけでも法律で五点でチェックをするといふことになつております。それが確保されれば、担保されれば認めてもいいんじゃないかと。

また同時に、先ほど来申しましたように、今の有限会社の農業生産法人がさらに株式会社になりたといふ希望が非常に強いといふことで、むしろ外部よりも内部であります。外部からはそれほど入つてくると思へません。そういうことでございます。

○鶴保庸介君 ありがとうございます。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でございます。

田代参考人から、今回の一部改正が非常に当局の工夫が見られるといふ、そんなお話がございました。私もなるほどそのとおりだなといふふうにして思つておりましたが、逆にもつとひどい言い方をしますと、非常に当局はコウモリ的な使い分けをしたなといふふう思つております。

それは、先ほど来お話が出ております農地の流動化あるいは参入を求めてくる財界側に対しては、皆さんが要求しているとおりの規制を少しづつ緩めてまいりましたよ、こういう改正を行いますよといふ説明ができる。そして、農業に携わる

方々からは、農業外参入が非常に懸念の材料であるし、あるいは株式会社化ということに対しては非常に神経質になつておられた。そこに対しては、株式会社が認められても、大体は農業の内部からだ、現在農業生産法人をやつてゐる人たちが株式会社化するぐらいだから大きな問題はないよと、こういう二面性がうまく使い分けられてきたのではないかなといふふう思つております。

今回の改正それ自体は、今のやりとりにも見られましたように、大きな変化をもたらすものではないといふふうに私も考えますが、将来を考えたときには非常に大きな懸念が残つてしまふな、そんな率直な感想を持っております。

そんな私の感想を持ちながら、各参考人にお伺いをしてまいりたいと思ひます。

まず最初に、中村参考人にお伺いをいたしますが、今までのやりとりになる部分もあるかもしれない、あるいは冒頭の陳述に重なることもあるかもしれない、もしその場合は簡潔に御答弁をいただきたいといふふうに思ひます。

当初、この農地法の一部改正あるいはその意味するところの慎重な立場から、現在は賛成の立場をとつておられるといふふうにお伺いをいたしました。また、先ほどの陳述の中では成立を求めてまいりたいと、こんな表現もございました。

今回の改正に求めるものは何か、どんなメリットを享受しようと考えておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○参考人(中村裕君) メリットにつきましては、先ほど申し上げましたように、一つは事業要件が拡大するということでありまして、これまでの農業経営の一つの問題点は、単につくるだけ、そこで終結してしまうという問題がありまして、いわゆる付加価値の部分の自分は持てなかつたといふことがあつたかと思ひます。

したがつて、加工なり流通の面まで農業経営として抱えていけるということで、今まで取得できなかった利益を自分のものにできるというメリットが一つ事業の拡大を含めて出てくると思ひます

そういうものも含めまして、やはり経営が非常に多角化もできるし、それからそういう意味では構成員についても少し新しい血も入れなければいかぬということでありますし、彼なんかは新規就農者を何名か採りまして、その方たちが四、五年すると分社化といいますか独立していくと。ほとんど彼たちは利益を得ないままそういう後継者を地域につくっていくという仕事までしておりまして、これはやはり法人でないとできない、彼はまた、それは法人の役割だというふうにも言っております。

したがって、今は有限会社が生産法人であります。できれば人の調達、人の管理含めて株式会社にしていきたいという希望を強く持つているということでありまして、当初我々反対ということでは、農業生産法人としての株式会社に反対をしているわけはありませんでして、それは耕作者主義が担保できる有限会社と同様の家族経営の延長線上にある株式会社についてはそれを排除するものではないということ、そこは変わりはないと思います。

○小川勝也君　もう一問、中村参考人にお伺いをいたしますが、これは確認なのでありますけれども、先ほど田代参考人から、今回の一部改正が耕作者主義に穴があいてしまうのではないかという懸念がある、こういう説がございました。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○参考人(中村裕君) この点が今回の改正の根っこでございまして、それが担保できなければ我々は賛成するわけにはいかないということでありま

これは理論的にも、先生おっしゃられましたけれども、農地法の三条、四、五条というのは運動しておりまして、三条が、耕作者主義が崩れた場合には転用問題、農地の確保もできなくなる、こういうことでありますし、不特定多数の人が株式会社に参入、株を持って、その方たちが結果的に農地所有ができるということであれば、それは認められない。今度はそこできないということになつておりますから、そういう担保の上で我々としてはいいんじゃないやからうかと、こういうふうにご考へておつて、ここは田代先生と理論的には同じであります。

○小川勝也君　続きまして、北参考人と小松参考人にお伺いをしたいと思います。

今、中村参考人からメリットのことでお話を伺いたいしました。例を出して、引いていただいた件に対しては、私もなるほど、そういうメリットはあるなというふうに思うわけでありますが、北参考人、小松参考人、それぞれ身近なところで今回のこのメリットを享受しそうな農業グループあるいは生産法人がどのぐらいあらわれるだろうか、そのことについてお話を伺いたいと思います。

○参考人北準一君　どのぐらいこのメリットを發揮するグループができるかと、私もちよつと今この段階で予測できませんが、しかし可能性は、先ほど鶴保先生ですかのお答えの中に私は可能性が薄いと言つたのは、株式での部分でという、参入というところでありましたので、法人を立ち上げて、いわゆる今の中でもできる流通・販売業々あるいは販売、あるいはその過程のノウハウ、こういうところではまだ取り入れていくことができていくんだらうと、そこは期待を持っているところであります。

しかし、それじゃ、今現場の見通しでそれがど
おんといくのかなというところは、ちよつとすつ
と見えないというところがありますね、今の段階

○参考人(小松忠重君) 私の感じでは恐らくない、ないという感じがします。

私のところの状況からいいますと、もともと今回の農地法改正というのは農地の有効利用をどうするかと。それから、全国的にも食料の自給をどう高めようかというところでいろいろ法改正、御苦勞いただいていると思うんですけども、その際に有効利用、それを支えるためには何としても担い手がないといかぬと。担い手が専業では成り立たないと。とにかく二種兼に行かぬように、一種兼で、今も田代先生が言われたように、一種兼のところで何とか、一種兼業法人というものでいいこうというところのようなんですけれども、問題にはやっぱりこう、どういいますかね、事業要件の

拡大がされて、さあこれはどうなるかなと。私たち
ちのところでも、私の地域ではないんですけど、
も、ちょっと離れたところをいろいろ見ますと、
例えば通年作業をしなきゃならぬということで冬
場の仕事をどう確保するかと、土建業をやると。
ダンプやユンボを持って、ブルドーザーで暗渠排
水や何かという、そういう土木事業をやるとい
うようなことをやったりしてくると。あるいは機械
の修理をやると。でも、修理だけはいかぬから、
自動車も直したり、自動車工場ではないんですけ
れどもやっていくというような、ずっと広げよう
と思ったら何ぼでもずっと広がっていくというこ
とに大体なるだろうなと思うんですけど、さ
あ私の地域でそういうものを目指しているとい
う、そういううちはちょっと今のところ見えない
ですね。

○小川勝也君 同じく北参考人と小松参考人に短くお答えをいただきたいわけですが、耕作放棄地の問題が非常に重要な問題だと思いますが、今回の農地法の一部改正が耕作放棄地の解消にどのぐらい資するとお考えになっておられるか、北参考人、小松参考人にお伺いしたいと思います。

○参考人（北準一君） 先ほどこちよつと申し上げた

んですが、構成員の中に合理化法人があるわけ
で、いわゆる農地集積というのは、何といいま
すか、今の農地の価格だとか農業経営での収益性
ですか、こういうものが非常に大きくウエートを
持つものですから、単純に言つて今の経営の農業
が置かれてゐる市場あるいは経営の私が先ほど示
しましたような中身の中ではこれは進まない、も
う本当にストレートに現場にいて進まないんで
す。ここはパンザイしていますね。ですから、こ
こはやはり政策として合理化事業が法人にもある
いは個人の経営にもどれだけの効果をあらわす
か。簡単に言いますと、農地負担のない形で耕作
の継続ができるかと。これは、基本法にも絡めて
そのところがポイントだと思っています。

○参考人(小松忠重君) 恐らく、法人は整備田などの耕作条件のいいところをねらつてきますから、耕作条件の悪いところは結局集落が後始末をしなきゃならぬという形になる。だんだん集落の農業は疲れてくるというような方向に行かざるを得ないのじやないかなと。だから、耕作放棄というのは圃場整備をしたような優良農地じゃなくて、むしろ耕作条件の悪いところがずっと放棄地になつてきていますから、この法改正で耕作放棄地が減少するとかそういうことではないと思ひますね。やつぱり隅々まで農地を活用するのは集落農業だと思つています。

○小川勝也君　続きまして、田代参考人にお伺いをしたいと思います。

私の懸念の中で、今回の生産法人がもし株式会社化した場合、あるいは生産、経営、流通、販売など、生産から販売までの間にさまざまな分野の方々が存在するかと思います。例えばの話、株式会社に流通や小売の資本が入った場合に、最初のはまりはよくても、その段階を追うごとにあるいは年数がたつごとにいわゆる資本がある人あるいは販売力のある人の発言力が強くなっていったらうんではないかなというふうな懸念を持っております。

その辺について御見識がございましたら、お話

をお伺いしたいと思います。

○参考人(田代洋一君) おっしゃられるように、出資の制限とか議決権の制限とか、それはそれとしてやっぱりこれで歯止めをかけていらないと、やれやれと思えますけれども、ただ、それと実態としての経済力という点では、これはどんな法律をもつてしてもなかなかチェックできないところはやはり残るんだらうというふうに思っております。

○小川勝也君 もう一点、田代参考人にお伺いをしたいと思います。

すぐさま大資本が農地に参入することにはならないだろうというふうにお答えをいただいたわけでありまけれども、今回の改正と直接関係ありませんけれども、都市部において都市計画法と農地法の問題がございます。特に、これからまだまだあるかと思えますけれども、将来宅地化しそうな土地、市街化調整区域というんでしょうか、その部分での農地を株式会社保有をしていつて将来の利益を得ようと、こういう場合にはさまざまな作戦が練られるであらうと思うんですが、その辺の御懸念に関してはどんな感想をお持ちでしょうか。

○参考人(田代洋一君) きょうは農業生産法人制度の勉強で手いっぱいだったわけでございますけれども、やはり今おっしゃられた点につきまして、は当然懸念がございますし、特に市街化調整区域あるいは農用地区域で塩漬けになっているこの農地を何とか開放してくれという、こういう要求は潜在的にあるんだらうと思えます。

しかし、この点につきましては、特に農振制度、それに農用地区域、さらに農地法の改正でもって農用地区域については農地の転用ができないと、こういう形でもってきちっと歯止めをかけておりますし、あと残るのは、これは地方分権ということもございまして、これは地方分権ということもございまして、やはり国と地方自治体が一休となつて農振地域、農用地区域をみだりに短期にこれを変更するというようなことがないような、そういう努力ということでこれはやっぱり守つて

いくしかならうという感じでございまして、今回の農業生産法人制度とはやはり少し切れてくるところではないかなというふうに思っています。

ちよつと機会をいただきましたので、先ほど御質問のあった、これ皆さんのお手元に、全国農業新聞、何か会議所の宣伝のようでございますけれども、これで「消費者が法人の経営に参加」という、これは私どもの神奈川県私の知っている人間でもございまして、やはりこういう形で、一般の市民、消費者あるいは生協等が今回の改正をきっかけとして耕作放棄地の、むしろやっぱり市民が一緒に耕そうじゃないか、こういうメリットもあり得るんじゃないのかというふうに思っております。

これはつけ足してございます。

○小川勝也君 今回は大きな地殻変動は起きないだろうけれども、将来的に少し不安だと、こんな感じだと思えますけれども、最後に北参考人、小松参考人、それぞれにお伺いをしたいと思います。

先ほど、やはり田代参考人の方からさまざまな形で歯止めをつくっていくためには農業委員会と農業委員会事務局、これを充実させるのが一つの手段ではないかという御意見が出ました。その御意見に対する御感想をお二人の参考人にお伺いしたいのと、そのほかに運用や歯止めという意味で御提案があればお伺いをしたいと思います。

○参考人(北津一君) 歯止め策と今私どもが考えているのは、関与する農地法等、十分そこらに心になつてその対応はやっておりますんで、やはりそこはその責任を委員会が持つていった方がいいんじゃないかと。

ただ、その中でもうちよつと、町の中でも、こういう構成要素、法人の構成要素の展開の中で、もうちよつとという見識あるいは対応できる構成も、委員会としては、こういうものを審議していく委員会としてはあつてもいいかなと、基本的にはそう思っております。

○参考人(小松忠重君) 直接私の町ではそういう法人がまだありませんからどうこうということではないんですけど、兵庫県下ではやっぱり数社あるんですね。やっぱりそこが定期報告を受け、またよいよ調査に入つてというふうなことになる、恐らくその段階というものはもう相当手おくれと言つたらなんですけれども、そういうふうになつていいる場合があるかもわからぬと思うんですけれども、私は、それはそれとして、農業委員会の機能というか事務局の権限といふか、つまり農地主事の制度、これはきちつと生かしたいというふうに思っています。町長が勝手に配置転換をして異動させるんじゃないかと、農業委員会の会長がだめだと、農地主事として置いておきたいということであれば置けるような、そういう権限を与えたいと思うんですけれども。

○小川勝也君 とても参考になりました。ただし、将来に対する不安が払拭をされたということでは全くなくて、これからの農地法改正を審議するに当たつて、その辺の将来的にどうなつてしまふのかということを真剣にこの委員会で議論しながら、いかならないというふうな痛感させられました。

本当にありがとうございます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。きょうは参考人の皆さんから貴重な御意見を聞かせていただきましたありがとうございます。

今までも、今回の法改正に関して心配な点、それからプラスの面、さまざまな御意見が出て、いろんなお話を聞かせていただきましたが、私としても、一番困ることは担い手、本当に意欲のある方は一生懸命農業を守りながら何とか続けていきたい、また環境も守つていきたい、そういうことで一生懸命取り組んでいらつしやる。しかし、全体的に見ますとやはり担い手が不足しているというの、これはもう現実の問題でありまして、そしてまた耕作放棄地もあるんだということで、これをどうしようかというところでやはり新たな担い手が必要だと。新たな担い手に何とか参入して

いただいて、その大事な農地あるいは大事な農業を守つてもらいたい。しかし、新たな者が来ることに對してはやはりいろんなさまざまな不安があるわけで、本当に農業を守るためにはあるわけでありまして、今までもいろんな不安が出ていっているわけでありましますけれども。

私は、まず中村裕参考人にお伺いしたいんですが、いろんな不安の中で、どれぐらいの規模ならば、どういう農業生産法人ならば許せるということとで、こういうある程度条件が来たらと思うんですが、その辺の条件を決めるためのいろんなやりとりの中でここにおさまつてきたんだというその点を、御苦労も含めましてちよつとお話を聞かせていただきたいというふうな思っています。

○参考人(中村裕君) 今のお話は農業経営の大きな問題でしようか。

○渡辺孝男君 生産法人の条件ですね、いろんな経営体の。その点です。

○参考人(中村裕君) 条件につきましては、三十七年の改正のときに、いわゆる有限、合資、合名それから農事組合法人、これが認められたわけですが、生産法人として認められた。これは、いわゆる農地法で今まで出ております耕作主義が実現できる、だから経営としても家族経営の延長線上である、それから人的な結合の会社であるということとで認められてきた経過がございます。その条件に合えば我々も生産法人としていいよという話はしてきているわけです。

したがつて、今度の株式会社の問題もそれが同じレベルに並んだということでありまして、四つの要件がございまして、それぞれの要件がその思想に合うということで我々としてはそれを認知するというところでございます。

○渡辺孝男君 次に、北参考人にお伺いしたいんですが、新しくそういう農業生産法人が入つてきますと、地域としまく、地域農業を守つていくためにきちんと働いてくれるのかどうか、地域の農

業と関係なしにいろんな事業を展開したり活動するんじゃないかという不安があると思うんですが、そういう意味では、地域における協議の場といいますか、を今度新しく設けて、そこでしつかり、この地域はこういう今までの伝統文化もあるし、こういうものを重要視しているんだということを新たにそういう参入する農業生産法人の方に御理解いただくような、そういう協議の場が非常に大事になってくる。それでもって、やはり受け入れられるものといういろいろ交渉しなきゃならないものというのが出てくると思うんですが、そういう地域の協議の場というものをどういう形でしていけば、地元の方にも受け入れられ、また新しく参入するそういう農業生産法人にも地域に溶け込んでやってもらえる、そういう点で何かアイデアというものはございますでしょうか。

○参考人北澤一君 私自身も自分で法人化あるいはそういう形態というものをちよつと頭脳には置いたことはあるんですが、私の町にもいわゆる個別法人あるいは三、四個の法人、有限も実はあります。大方はいわゆる生産者でつくっている形態ですから、これは地域と何もこだわらない、あるいはその問題は何も出ていないわけなんです。が、今、これからそういう資本あるいは構成メンバーがということにした場合に、何といいますか、またそれをどうやってクリアするかという、融合していくかという知恵というものは、これは、その法人がやはりその地域での生産あるいは農業の形態だとか、そういうことに目を向けて理解しながら、その法人体が、少なくとも我々の法人でこの地域の農業の再生あるいは活力を開こうという意思が仲間になれば、これは陳外といえますか、何あいつやっておるんだという、結局そこには行かないと思うんです。

ですから、そこで協議会だとかというものができるといふ一つの構想はありますけれども、やはり構成メンバーがそういう意思でやるかやらぬかというところが非常に大きい。また地域の者もそういう目で、何といえますか、展開を求めていく、

こんなことも様相としてはあるんじゃないかと思つています。

私も実際に法人というところで自分も経験しております。今、私の町では特に法人とのそんな過大な問題は出ておりません。

○渡辺孝男君 農業生産法人にもいろんな分野で事業展開ができることになる、そういうことでありますけれども、もし私がそういう農業に新たに参入していつてやっていく場合に、やはり今問題になったのは、利益追求だから農業を破壊してしまうようなことも起こり得るんじゃないかという懸念もあるわけですが、私自身がもし参入するとすれば、利益を上げる部門と、逆に今度は利益の上がない部分にも企業としては、企業といえますか、そういう生産法人としては環境保全みたいなもの、なかなか利益として上がらないものも一緒にやっていく、そういうことではないとなかなか住民の、今まで農業に従事していた方々からは理解をされないんじゃないかというふうに思つております。

そういう意味で、プラス面だけ追求するのではなくて、そういう環境保全のためのいろんな事業も展開でき、あわせて、プラマイゼロとはいきませんけれども、経営が成り立てるようなものに努力するような、そういう前向きな農業生産法人というものが当然出てくるのではないかなというふうに私は思っております。

例えば、介護事業にノウハウを持つている人がいるので、そういう人も含めて地域に貢献しようかと、そういう新しい意味での農村に活力をもたらす、そういう面を一面では期待しているわけですが、マイナスの面だけではなくて、

そういう意味で、今、私たちはなかなかこういうことはできないんだけれども、農業生産法人、今回の新しくなったものではこういうこともできるんじゃないか、こういう理想的な姿を見ればこういうこともできて農業・農村の活性化にもなるんじゃないか、そういうプラスの面が描かれるものというものを中村参考人の方で、今までのいろ

んな法人等を見ていて、こういうのは非常に理想的だなというようなものももしございましたら教えていただければと思うんですけれども。

○参考人(中村裕君) 私も余り農業生産法人そのものをとぶさに見るという機会はないんですが、先ほど申しました、うちに日本農業法人協会というのがございまして、これは名簿でございまして、これだけの、千四百名おまして、この方々がしよつちゅう、きょうも来ておりますが、有楽町の事務所に参ります。

話を聞いておりますと、今おっしゃるように、会社形態で従業員も使つてやる、あるいはよそから人も来るといふことになりまして、地域とどうなじんでいくのかということが大問題だということもございまして、例えば排水溝の掃除等は社員が積極的に行なうということ、あるいは常に会合を持ちながらその地域になじむ、あるいはその従業員にいわゆる体の悪い方を採用していくとか、そういうことで協力するものはしていくということもしながら地域との接点を見出ししていくという法人も出てきておりますし、またそうでない地域にはなじまないというふうにも言われております。

それから、先ほど申し上げました非常に大きい百五十人も職員を持つておる法人も、そういういわゆる地域とのつながりについては、もう農地はほとんど借りておりますからそういうつながりは農家とはありますけれども、農家以外の方とどういふうになじんでいくかということでは、いろんな行事だとかそういうものを通じてやっていくということ、いわゆる営利だけではない、ほかの部門も持ちながら地域との接点をつくっていくというふうなものもありますし、それから特に環境問題についての配慮とか、休耕田の景観としての保持だとか、そういうことも間接的にはやっていくというふうな話も聞いております。この新聞なんか、多分一つはそういうこともあるんだらうと思つてます。都市近郊ですと、こういうこともできる。

○渡辺孝男君 最近では、やはり新たに農業に従事したいという若い人方なんかもふえてきている。また、転職して途中から農業に参加したい、しかし意欲があつてもやはりなかなかノウハウがなかったり農地を持つていない。今までなれてきた会社組織みたいなところであるとなれていくので、そういうのが受け入れ先としてあればやってみたいとか、そういういろんな希望もあると思うんです。なかなか新たに行く場合にはその土地の風習等もななくて、やっぱり耕作者主義という大事な観点があるわけですが、それになかなか一致しないような、そういう新規参入を希望される方もあると思うんですが。

小松参考人にお伺いしたいんですが、そういう新たに入ってくる人たちがどういう形であれば自分の希望を受け入れて農業に従事できるか、今までの代々農家をやってきたような形で、同じようなスタイルでやれるのか、それともまた違った新しいスタイルでやられた方が受け入れやすいのか、その点どうなんですか。新しく参入しようとする人にとつての希望とか、働きやすい場をつくるためにはこういう新しい農業生産法人というのがあつた方が選択肢が広がっていくような気もするんですが、その点いかがでしょうか。

○参考人(小松忠重君) 今、中村さんがおっしゃつたように、全国で多くの法人が今いろんな活動をされていますね。私たちも幾つか見ている限りでは、非常に地域にどうなじむかという努力がされている法人が多いと思つています。

ただ、今回の法改正で、例えばこれまで大企業などのいろんな重要な部門を担当してノウハウを蓄積している人たちがいわゆる企画管理部門などに入つてくる、そのことが求められているというふうな言われていますので、それがいわゆるこの農業生産法人の中核を握れるときには、もちろんその人の能力や資質やいろいろなものがありましようけれども、やっぱり結局その人が非常に重要な役割を果たすことになってくると思うんです。

今おっしゃる通りに、農業というのはいろんな地域の環境、水利から何から、実際には集落に溶け込まなければできない産業ですので、そういう努力はいろいろされると思いますし、そういう立場というのをしっかりと踏まえて、他産業で頑張つてこられた人でも、よし、これに生きがいを見つけようというときにはそうされると思うんですけども、さあ、いわゆる企画管理部門という重要なところを他のところで経験した人たちが入つてきて、この法人をどうしようかというふうなときには、背に腹はかえられぬという事態が起こつたりするんじゃないだろうかという思いはあるんです。

そこところが非常に危惧されているところで、それは危惧だといえば危惧ですけども、何か農業の場合は、これまで公害や何かいろいろ問題になっていきますから、大企業が入ってきたということになると、それだけでちよつと、あつと身を構えるというふうな雰囲気はないわけじゃないと思いますから。

今の農業生産法人は非常に努力されて、なじむ努力はされているということは私たちも認めます。

○渡辺孝男君 今の話は、小松参考人ですけども、新規参入するような方々で農地も何もない、だけれどもこの地域が非常に気に入って、こういう中山間地でも一生懸命やつてみようかと、なかなかでも現実として自分に合ったような受け入れ先がない。ただ、そういうものを提供してもらえないような、そういう都市部の人でも来てもらうべく働けるような、そういうものを提供する役割みたいなものも今後担ってもらえればという期待もあるわけですが、そういう事例というのは小松参考人は余りないですか。

ほかの参考人の方でそういうのがあれば、若い人方を受け入れているというふうな、そういう何か事例的なものがあれば教えていただきたいと思っています。

○参考人(中村裕君) 先ほどもちよつと申し上げ

ましたけれども、新規就農者の受け入れと同時に、いわゆるそこに就職をする、今、日本農業法人協会も就職する方の募集をやっております。これは就農相談会と言っておりますが、去年も、十一年度でも東京、大阪で四回、会社が、これは三十社ぐらいの農業生産法人が来まして就職説明会をやりましたし、ことしも一月から三月、東京、大阪、それから仙台、福岡、六政令都市でやつておりまして、約三千名ぐらいの希望者が来ておりまして、その中かなりがやはり大卒で就農していくという事です。

これは、ずっとそこに就農するかというと、特に東京あたりで大卒の方は何年かしていわゆる分社化するという事で、彼たちにとれば、非常にコストだけかけていいときに出ていってしまうとちよつと制度的に援助できないか、税制面とかほかの面でできないかという要望はありますが、ただ、それはやはり法人としての経営者の役割でもあるという事で、そういう仲間ができるということはいいいことだということで、そこは惜しまずにやっています、そういうのが一つあります。

それからもう一つは、こういうアグリビジネス塾というのを開いておりますが、これも毎年やつております。これは法人メンバーのうちに一年ぐらい滞在をして訓練を受けるということで、経営能力が半分、それから技術が半分ということでやつておりますが、これにも相当人数が集まってくる、こういうことでございまして、そういう意味で法人も役割は果たしているということはあると思います。

それからもう一つは、新規就農ガイドセンターというのを私も有楽町に設けておりますが、相談員が常時三名ぐらいおりまして、年間通して受けておりますが、かなりの人数が、十三年ぐらいたちますけれども、延べでは四万人近い相談者が来まして、そのうち就農されている方も二千名近くおります。

ということと、そういう窓口を今農業委員会を

通じまして農地の情報あるいは受け入れ情報、そういうふうなものをコンピュータでやりとりしながら紹介をしているという事業としても私どものところと、あるいは普及もやつておりますが、そういう対応もしております、かなり盛況であるというふうに感じております。

○渡辺孝男君 最後に一言だけ。

田代参考人に一言。やはり農業経営も今度いろいろ勉強していかなければならない。こういう法人等が入ってきますと、またいろんな情報も入つて、現地の今までの農業を営んでいる人にも新しい刺激になって勉強していつて、こういうこともやれるんだなという、そういう参考にもなるんじゃないかと思うんですが、そういう期待というのはあるんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○参考人(田代洋一君) 私、この農業生産法人という制度が例えば新規就農者の受け入れだとか、例えば最初は労働者として雇用して、だんだん構成員メンバーにしていつて将来にはやつぱり経営をしていただくとか、そういう形での役割を果たす。

特に、それから、例えばちよつと口、言葉はちよつとあれですけども、精神に障害のあられるような方ですね、こういう方をこの生産法人が雇用して農作業をやつてもらふことによつて非常に、もう一度病院に戻る率が低くなったとか、そういう農外の雇用者を入れて活用をしていき、さらにその人にもプラスになるという、そういう面でもこの農業生産法人の持つている役割は非常にやつぱり大きいものがあると思うんです。

特に、やはり新しい血を入れなければならぬといいますが、もう自分の家の後継ぎはいない、こういう人、こういう経営が何とかその経営を継続していこうとする場合に、農業生産法人の形でもつて新しい血を入れていくとか、それから、そういう労働力の面の確保でありますとかあるいは社会保障の充実でありますとか、こういう面で非常に大きなメリットがあるだろうということは私

も否定するものでは全くありません。しかしながら、今日の問題は、そういう農業生産法人のメリットは今の形では、今の法人の形では生かせないのかという、そこがポイントだと思います。株式会社形態、形態要件もやつぱり変えていかないと、そのほかの事業要件等々の緩和もしなければならぬのだなという、そこが本日のポイントだと思いますので、今御指摘のいろんな点は、例えばそういういろんな御指摘の点につきましては今の農業生産法人の形でも私は対応できるのではないのかというふうに考えています。

特に、御指摘のこのノウハウとかマネジメントとか、これは確かにずっと一生農業をやつてきた方よりはむしろ農外の産業で頑張つてこられた方の方がやつぱり強いという面はあるかと思ひます。その辺は、これはやつぱりいろんな研修制度とかいろんな形でつて他人の、外部の人を入れてそれでということと、やつぱり農業者みずからがそういう経営感覚を磨いていくという方向の方が正道ではないのか。そのためにはやつぱりいろんな機会を設けていただきたい、こういうふうな考えております。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢と申します。

参考人の皆さん、御苦労さまでございます。

最初に、田代参考人さんにお聞きしたいと思うんですけども、先生が理念を最初に述べられたと思ひます。私も賛同するものでございますけれども、その中で、耕作しない者が農地を取得してそして農地を農地として使わない、これは耕作主義の否定になる、農地転用統制の否定に行き着くのではないかと、そういうふうな指摘されているわけですが、その点をもう少し詳しくお聞きしたいんですが、よろしく願ひします。

○参考人(田代洋一君) 何といいますが、我々も教科書で学ぶところでありまして、やはり戦後の農地改革ということを考えますと、戦前、みずから額に汗を流して耕作しない人間が農地の

所有をしている、農地の権利を取得していると、これが戦前の日本農業のやっぱり最大の不幸であつたといえますか、害をもたらした。そのことにかんがみて、農地改革でもってそういうみずから額に汗を流して働かない人間が農地を所有し権利を取得するのはやめようじゃないか、こういう形でもって戦後の日本農業が発達したんだというふうに私は理解しております。

今日では、単に額に汗を流して働くかどうかのポイントではなくて、やはり広く農業経営をやつていれいいんじやないか、むしろ農地耕作者主義というより農地経営者主義というか、そこまで概念を拡張してよろしいのではないかと、あるいは、農業だけにこだわるのはちよつとその多面的機能という点から考えてまずいんじゃないか、もつとやっぱり多面的機能を発揮するためには、市民が農地を耕作するとか、こういうことがあつてもよろしいんじゃないかと、いろんな御議論があらうかと思ひます。

しかし、私は、その中核になるのは、やはりこの農業という産業を考えますと、単に頭の、頭脳の産業ではやはりないだろう、みずから額に汗を流して大地を耕す人間が中核を占め大宗を占めるといふこの形がやはり大切ではないのか、それ以外の形はいろいろ言つてみてもなかなかその判断がつきにくいのではないかとこのうふに思つてゐる次第であります。

また、先ほど申しましたように、農地をみずから耕作しない人が農地を持つてもよろしいということとは、逆に言えば、やっぱり農地を別に農地として使わなくてもいいということになってきますし、農地の転用統制も外したらいいんじゃないか、こういうふうになつてくる可能性があるんじゃないか。今回の法制度がそういう邪惡なことを考へてこういう制度を仕組んでゐるんじゃないかとは全く思つておりませんけれども、しかし、世の中にはそういう論理を展開してくる人がやはり出てくるのではないのかと。

また、先ほど申しましたように、これで結果的

にやっぱりその株式会社形態が余り採用されないとなると、これはおまえたちが狭めてゐるから我々が入れないんだ、もつと広げてくれと、こういうことも懸念されるので、やはり慎重であるべきではないかと、こういうことを先ほど申し上げた次第でございます。

○大沢辰美君 次に、小松参考人にお尋ねいたします。今回の改正によつて、今までも述べましたように農業生産法人の事業範囲が農業以外にも拡大されるので、農業生産法人の構成員要件が緩和されるわけですから、農業生産法人の要件緩和がさらに行われると。

衆議院の議論のときに明らかにしたわけですが、けれども、構成員要件の緩和については、三年間安定的取引契約が明記されていればほとんどどんな企業でも齒どめはないことが明らかになつてゐます。

これは、私は極端に言つたら、多国籍企業も含めてあらゆる大企業の生産法人の参入を可能にすると思ふんです。だから、農業生産法人に大手の食品流通企業だとか加工メーカーだとか本格的に参入を進めてきたとしたならば、本當に農業・農村にどのような影響があるのか。今、小松参考人の地域ではまだ入つていないわけですから、今後の思ひですか、影響の心配などを少し述べていただきたいと思います。

○参考人(小松忠重君) まだ私たちは直接経験をしている分野でないだけに、ちよつと的確な私の見解を述べると言える段階にはないと思つてゐるんです。

ただ、先ほどからもいろいろ言つていますように、やはり村に企業の資本が入つてきたときにどうなるか。これまでいろいろ畜産の関係、養鶏やその他でもインテグレーションやなんかいろいろありました。つぶれていった経過もありますし、いろいろあるんですけれども、実際、今度は農地のいわゆる土地利用型農業と言われている分野に企業が入ってくる。もちろんそれがいわゆる業務

をずっと拡大していくと。

一面では、いわゆる雇用の場であるとか、その他いろいろ期待もあるかも知れませんが、けれども、しかし問題は、担い手を確保しようといふところから出発をしたこの農地法改正だと思ふんです。つまり、先ほどからもいろいろ言われているように、休耕地の荒廃が非常に広がつてゐる、将来の食料の自給といふことを考えると何としてこの農地を守らぬとあかん、だれが守るか、その担い手をどう探すかといふところから出発してゐる課題だと思つてゐるんですけれども、それが、だんだんだんだんそうでない、先ほども言つていましたような、田代先生も指摘されたいわゆる第二種兼業法人といひますか、そういう方向にずつと進んでこないかと。

農村全体が、どういうんですかね、法人によつて支配、支配されるという表現は適切かどうかわかりませんが、非常にこれまでの集落と家族農業をきちつと守つてきた分野との間にあつてきかじないかと。先ほど指摘したような、企業はやっぱり優良農地を確保するところ、企業はやっぱり優良農地を確保するところ、企業はやっぱり耕作不便地が地域で守られなきやならぬといふところに大きなギャップが生まれるといふような点で非常に心配をしています。

確かに、こゝで言われているようないわゆる食品加工だとかそういうメーカーがずつと入つてきたときにどうなるかといふことは、余りきちつと私は想像ができていないんですけれども、恐らく村の人たちは賛否がばつと分かれる問題ではないか、そんな感じがするんですけれども。

○大沢辰美君 ちよつと家族経営の問題について田代参考人さんにお聞きしたいと思ひますが、私は、日本農業にとつて家族経営は中核として位置づけられてきたと思ひますし、位置づけられるべきものだと思つております。耕作者主義は日本農業の家族経営を守る柱となつてきたと思ふんです。

新農基法は、農業経営の大規模化、法人化推進

を強く押し出してまいりました。今回の法改正でも、農業経営の株式会社の農地所有を認めようとしてゐるわけですが、このことは、耕作者主義、家族経営を基本としてきた農政のあり方を大きく変えてしまふものではないかと心配をしております。

ですから、今回の法改正によつて家族経営への影響をどのようにお考えでしょうか。新農基法や今回の農地法改正が、法人化、企業化促進のみ重点を置く方向についてどのようにお考えか、お尋ねします。

○参考人(田代洋一君) 私も大沢先生と全く同じ考えであります。やはり家族経営が日本農業の大宗を占めていくべきでありましようし、日本農業だけじゃなくて、世界の農業の恐らく大勢を現実にもやっぱり占めてゐるといふふうには思つております。

農業生産法人制度も全体としては、私は、家族経営といひますか、農家の集合体としてのそういうやっぱり農業生産法人という、これが制度の本来的趣旨であるかと思ふんです。

今、いろいろ質疑がございましたけれども、どう多国籍企業が農業生産法人のメンバーとして入つてこようと、やはり株式の四分の一という、それから十分の一という、この齒どめはかかつてゐるわけですね。しかしながら、問題は、多国籍企業が農業生産法人の農産物を全部買い取つてあげるよといふようなことになつてくると、やはり株式の数では表現できない非常に経済的な、圧倒的な力といふのはやっぱり出てくるという、そういうことはむしろ懸念されてくると思ふんです。

ですから、そういう点について、やはりこういう農外の人を認めると、懸念は払拭し切れなところがあるの法を越えてやっぱりあり得るのではないかとこのうふに感じられるわけでありま

す。その場合、やっぱり懸念されますのは、実態として、先ほど多国籍企業とおっしゃいましたけれども、大きな会社が支配してゐる、あるいは加工食

品メーカーが支配しているような、こういう農業生産法人が村の中に入ってくる。そうしますと、今、農水省農政が全力を挙げてやっております。わが認定農業者といいますが農業の担い手といいますが、こういう方々の確保すべき農地面積を蚕食していくといいますが、そういう点でも懸念される点がやっぱりあるのではないのかなというふうに思っております。

○大沢辰美君 次に、農業委員会の問題についてお聞きしたいんですが、これも田代参考人にお尋ねしたいと思うんですが、農水省は、農業生産法人が要件を欠くような事態になった場合、農業委員会による是正勧告を行って、従わなければ国による農地買収措置となり得る、そして大企業による農地買収取得や農業支配の懸念はないと言いつておられます。しかし、国による買収はこれまで一回しか発動されていませんね。これらの措置が本当に歯どめになるとお考えになるのでしょうか。そして、転用規制が緩和される中で、国による農地の買収に至る前に転用が進められてしまう可能性も私はあるんじゃないか。国による買収が歯どめとして機能するのかどうか、そういう点もちよっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○参考人(田代洋一君) やはり、何といいますが、農業委員会によるいろいろな監査をし、細かく、本当に売上額の過半を超えていないのかとか、そういうことをチェックしていく機能というのは、私、率直に申し上げまして、今のすべての農業委員会が普遍的に備えているというふうにはちよっとやっぱり考えにくいということでありまして、先ほど申しましたように、もしもこういう形でやるならば、やはり農業委員会の系統としての、特に会議所だとか、中村さんのその会議所だとか、それから各都道府県の農業会議ですね、これははつきり言っておくのは、二年でかわりますけれども、中村さんなんか何十年もやっていますし、そういうことで恐らくあるでしょうし、そういうやつぱり都道府県や全国の職員の方はほとんどかわ

らずに一生そこで勤めになるわけでありまして、そういうベテランの方々が直ちにいろいろな農業委員会のサポートに入れるような、こういう仕組みをつくっておかないと、これはやっぱりなかなかたえがたいのではないのかというふうに考えています。

もう一つの、最後に国家買収ということでございますけれども、これについては私は答えるちょっと能力はございません。なかなか伝家の宝刀というのとは抜くのも難しいし、抜いたら終わりというところもございまして、それはむしろ農政当局の御覚悟を確かめていただきたいというふうに思っております。

そういう点で、何といいますが、構えは非常にきちつと伝家の宝刀まで含めてつくったかと思えますけれども、実効性という点ではやはり多々問題があるもので、もしもこれをやるならば、抜本的な補強といえますが政府の助成といえますか、そのことがやっぱり必要になってくるのではないのか。なかなか、スペシャリストの養成は非常に重要であるというふうに考えております。

○大沢辰美君 農業委員会の実務に長年かかわってききました小松参考人にお聞きしたいのと、中村参考人さんにお聞きしたいと思うんですが、中村さん、これらの適合性の確保措置を機動的に発動させるには、農業委員会が常時農業生産法人を把握しておかないといけない、要件適合性の判断を的確に行わないといけないと思うんですね。今の実態から見ると、こういう担保措置が本当に一手に農業委員会にかかってくるわけですが、その実態の中で可能なのかどうか、要件の適合性確保措置が本当に実効性があると言えるのかどうかという点で、実際にかかわっている小松参考人と中村参考人にお尋ねしたいと思います。

○参考人(小松忠重君) 私たちのような小さな町の農業委員会でも、もしそういう法人がこういうことに直面をして、資格要件を欠くんじやないかというふうな問題が起こったときという想定ですけれども、今の農業委員会の体制等で見ますと、先

ほどから言っていますように、なかなか難しいというふうには言わざるを得ないと思います。

と申しますのは、例えば、今、認定農業者なんかに対する支援などについても、なかなか、経営状況について相談を受けるというのは、本当にどうにもならぬというふうな状況になったときとか、あるいは要件を欠くおそれのある場合、こういうんですか、おそれのある場合というのはどの段階になるかなという思いがするんです。定期的に報告があつて、それを分析してということになるんでしょけれども、恐らく法人の側からいうと、背に腹はかえられずに、いわば要件を欠くということをも承知の上でやらざるを得ない。きつい勧告ですと、それでお手上げになつて解散でもしたらかなわぬという事態のところまで調査に入つてどうしようかということになつても、今度はそこで農地は買い上げだ、こう言つても、買い上げた上で今度はその農地はどうするか、それがどう面倒を見るかというふうな問題なども含めて、なかなか今の農業の状況は難しいと思います。

だから、田代先生おっしゃったように、確かに伝家の宝刀も含めてきちつと規定されているというところは、法律上はそうでしょうけれども、実際にそれをそうしたからといって地域の農業が守れるか、次の担い手をしっかりと確保できるかというふうな確信はやっぱりないんじゃないかなというふうに思っています。

○参考人(中村裕君) 現状で申し上げますと、現在の農業生産法人につきましては、これは台帳を農業委員会がつくることになっておりまして、これは毎年確認をしております。その段階で一応チェックをするという仕組みにはなっております。その台帳の整備はされております。これは我々も今確認をとっておりますが、台帳整備はされているというところでございます。

今回の、要件を欠くような場合をいつ見つけ、いつ農業委員会が指導するか、またその指導体制があるかという問題でございますが、確かに農業

委員さんの数は今六万人ぐらいてございますね、各集落に一人というわけにはなかなかまいらないわけで、今私どもは、このことも含めまして、十二月に農業委員会にそれぞれ検討していこうというふうな、組織をどういうふうな、生産法人の問題もございまして、来年の春に向けて意見の集約、積み上げをしようということで今この案をつくっている最中でございます。どういうふうな農業委員会が対応できるのかということ。

これは、これだけじゃございません、地域の農地の活用の仕方、担い手のあり方を含めて農業委員会がどういうふうな関与できるか、あるいは数の少ない農業委員の中で、例えば協力的なものを置いて、生産法人についても常に見ることができて、その今制度についてみずからも検討をしようということになっております。

それから、先ほどの、農地を途中で、今度は勧告して、要件を欠くような場合、農業委員会がいろいろな条件をつけられることになっておりますが、特に我々もなかなか国家買収という最終的手段は非常に難しいということもあるかと思ひますので、そこまで行く前に農業委員会がしかるべき担い手にその農地をあっせんするということを入れてくれということ、これは法律上それを入れていただいているはずでありまして、そこに行く前に認定農家なり地域の農業者による農地が渡るような手段をとっていただいております。法的に、そういうことをやっていたらどうなるか、ということでありますので、その辺は体制を整えながら、投機的な土地取得はもちろんこれはできないわけでありまして、そうならないように、また国家買収に至る前にしかるべき農業者に渡るようなことを農業委員会は担当してまいりたいというふうな思っておりますし、そういうふうなお願いをして、そういう制度を仕組んでいただいております。

○大沢辰美君 終わります。

○谷本鶴君 社会民主党の谷本であります。

初めに中村参考人にお伺いいたします。

農業生産法人制度の見直しに伴う懸念払拭のための措置だけを見ただけでも、農地の権利取得段階、農業生産法人の活動段階、要件を欠いた場合のあつせん事業等々、大変な業務量になると思われまふ。スタートした当初はまだそうふえることはなかろうと思ひますが、やがてふえていく可能性が私はかなり強いと見ます。果たして、現在の農業委員会を見て、そういう業務がうまくこなせるのかどうなのか、このところは疑問なしといひまふ。

今回の法改正に伴い、農業委員会の機能の強化、それから系統組織の今後のあり方についてどうお考えになつておるか、また、そのために行政への注文等がございましたら御意見を承りたいのです。

○参考人(中村裕君) 先生おっしゃるとおり、このことを担保に、我々も耕作者主義が家族経営の延長線上として、またその耕作者主義が守られてゐるということで株式会社化することについて了としてゐるわけでありますが、いずれにしましても、このチェックが確実にできなければこれはだめなわけでありまして、そういう意味で私どもの今農業委員会がそれに対応できるかどうかということだと思ひますが、現在のところはそれほど多い、一町村に一つとか二つとかというような数ではまだございません。したがつて、町村で果たして幾つ生産法人ができるかという問題もありません。それほど、面積から見ても、一町村に十とか二十とかというものはできないんじゃないやうなうか。少なくとも一つか二つか、大きい町になりますとわかりませんが、今でも五千程度でございしますから、一つか二つであつて、そこに目が届かないというやうな、乱立をするという状況にはならないというふうに考えておりますが、いずれにしましても、我々は今、先ほど申し上げましたけれども、新しい基本法の中で、この基本計画の中では、農業委員会は優良農地の確保と、それから農地利用、それから担手の確保と育成、これを

やるんだということを言われております。

〔委員長退席、理事金田勝年君着席〕
したがつて、四百七十万ヘクタールを四百九十万ヘクタールに使う、一〇五%、これもどうするかという役割がありますし、それから担手も法人も含めてどうするかということで、この担手の問題につきましても既にやつておりますが、もう一つのこれは法人であります、特定農業法人、これは集落農場であります。これを担い手のない地域で一農業委員会一つずつつくろうではないかということ今進めております。

それと、今回のこういう問題もございしますので、今先生の御指摘のやうな、どういふふうにみずからもしなさいかぬかというのを考えておりました、まず内部で何ができるかということについて、十二月の中旬には全農業委員会におろして意見の集約をしたい。

それに基づきまして、さらにまた政策的要求をするものが出来てくればそれはしなければいけないというふうに思つておりますし、それから、先ほど来出ておりますやうに、農業委員会段階だけでは対応できない問題も出てくるんだと思ひました。したがつて、これも既に農業会議所の中では数カ月前から事務的検討に入つておりますけれども、いわゆる経営の指導のあり方、これは法人も含めて、それからチェック機能も含めて何ができるのかということ。

これは、一市町村になかなか一人置くというのは難しい問題であります。いろんな経験者をお願いするということではできると思ひますが、これを農業会議段階でどうできるのかということについてノウハウの開発を今急いでおりまして、これでもできるだけ来年の五月ぐらいまでには方向を定めて実行できるやうな段階に持つていきたいということもございまして、今鋭意検討中ということもございします。

○谷本鶴君 耕作者主義が守れるか守れないか、農業委員会次第とも見ることができるとありまして、そこそこはしっかりとお願いをして

おきます。

続きまして、小松参考人に伺いたいと存じます。

農地利用がうまくいくか、いかないかの基本というのは、一つは農地行政というのがありますけれども、やはりより基本的には地域農業のあり方がどうなのか。つまり、相互扶助的農村社会の協同、協力の関係が農地利用にうまく生かすことができるかどうか、このところが私は重要だろうと思ひます。

そういう意味では、非常に大ざっぱな申し上げ方ですけれども、複合的なところは割とうまい。ところが、単作、専作化して競争が地域で、農家の間の競争が激しくなつていくところは非常にぎくしゃくした関係が出てくるというやうな状況の間々見受けられることがあります。そんな状況の中で、これから先の地域農業づくり、私はやはり集落営農システム、これが基本だろうと思ひますが、その辺のところについて御所見がございましたらお聞かせいただきたいことが一つ。

それからもう一つは、新しい法律では、地域協議会、株式会社も何を入れてつくることにしておりました、その運営問題について御意見がございましたらお聞かせいただきたいのです。

○参考人(小松忠重君) 集落にはいろいろ事情がありますから、大きい集落、小さい集落もありまして、人口、農家の構成上の問題もありますから、どういふやり方をとるかという点ではいろんな模索がされてゐると思ふんです。

私たちがこのところでも、実際、先ほど申しましたやうに、いわゆる利用権設定によつて担い手の後継者を持つてゐる農家に渡してゐるという場合もありまして、ところがその場合でも、いろんな事故があつた場合に村じゅうがてんやわんやしなきて農という形が起る。あるいは、集落営農と成功してゐるところもあるんですけれども、しかし同時に、その場合にいろいろ問題になつてきますのは、税金であるとかいろいろな問題の

ところまで発展してゐるところもありますし、まだそこまで行かない場合もあるんですが、いずれにしても、今の農産物の価格は非常に不安定だといふやうな問題、米価もどんだ下がつてきてゐる。一方で、輸入もずつとふえてくるやうなやうな状況のもとで、村でどうして農地を守るかという意識以外には、ここでも何か農業所得を増大させてという点ではなかなかやばりリーダーの問題やなんか、いろいろ問題があるんです。

私のところでは、そういう視点では、みんながとにかく自分の農地は自分で守ろうという、その点で、しかも兼業農家も含めて、もうとにかく作業班をこしらえてというのが大体成り立つてゐる。

〔理事金田勝年君退席、委員長着席〕
しかもその場合に、農地を持つてゐる農家から作業料金をいただいで運営しようかという以外には、そこでとれた産物を出荷して、あるいは加工してというやうなところまでなかなか行かぬと思ひますし、またそういうところまで行つても非常に経営そのものが不安定だということもあつて、集落農業というものはそれぞれのところでどういふに組み立てるかというの、相当の能力とそういう取り組みなしにはいかないと思ひますが、少なくとも今の農業情勢、どうやつてもこれはなかなか頭が痛い、もうどうにもならぬなという思いが非常に強いですね。

○谷本鶴君 次に、北参考人にお伺いいたします。
農地法の一部を改正する法律案の参考人関係資料、この中に出ておりますが、小作料ガイドラインの問題、これは先ほどあなたのお話の中にも出てまいりました。
価格が上がつていく時期にはこれは賃借人にとつては何ということはないんですけれども、現在のように価格の低落期の状況になつてきますと、これは小作料の高低というのは経営に非常に響いてまいります。
例えば米価でいいますと、一〇%価格が落ちた

という場合、所得率五〇％にしますというのと、所得は二〇％の下落ということになるからであります。小作料が払えるか払えないかという状況になりますね、米価でいえば一〇％下がっただけで、そういう状況の中で、北さんの言うガイドラインとはどんなものを想定してのことなのか。時間もありません、済みません、簡潔に教えていただきたい。

○参考人（北準一君） 今の経営の収支で小作料が先ほどのルールにあるような形で支払いできるかというのと、私はもう不可能だと思っております。そこで、しかしこれから法人なり個人が、離農者、あるいはもうおれはつくれぬという人はたくさん出るわけですから、それをどのように吸収していくかというところで、この小作料というものの今後のあり方が非常に農地制度あるいは流動の中で大きな問題だととらえております。

ただ、私どもがこういうガイドラインといいますか、金納制がなくなっている手法で小作料を納めてもいいですよという、ここは非常に不明確といえます。現場でもいろんな強弱あるいはいろんな弱さ強さの中で、ここが少し乱れるというか、いいかげんなことになっちゃうんじゃないかと、ここを指摘しているのではありません、こういう手法でというところは中には持ち合わせていません。しかし、耕作者がやはり経営者として成り立つような、貸し手もこれあるわけですから、ここもきちっとやっぱり認めたあり方というものにはぜひ必要だという考え方です。

今の状況では、貸す側もどうもならない。あるいは委員会でも、私の町でも二万円、一万六千円、一万円と定めておりますけれども、大半が二万円です。だけれども、これを借りて払うという経営者はめったにいないというか、もう嫌々払っている状況です。仕方ない、つくってやらなきゃならぬ、委員会に頼まれてつくってと。ですから、もうこれは経営は成り立たないということです。しかし、これは大きな問題だと。私も頭の痛い問題です、現場にいて。

以上です。

○谷本鶴君 そうすると、北さんが言われているガイドラインというのは、例えば価格なり所得なり、その変動率に合わせてひとつ小作料も考えていくようにしよう、こういうようなことでしょうか。

○参考人（北準一君） もちろん、何といえますか経営、耕作していくという前提がやっぱり最優先されなければならぬという私は考え方を持っております。ですから、その収益性の中、それは個人のところではなくてやはりその地域、あるいは北海道でいえば北海道、あるいは空知でいえば空知地域、そういうやっぱり尺度が要るんだらうと思っております。

○谷本鶴君 田代参考人にお伺いいたします。

先ほど来、田代先生からもお話がありました。が、農業内部からの株式会社というのはよろしいと。これは今度の改正法の特徴であります。農業内部からの株式会社化はいいんだということは、長持ちするかどうかということを先生は先ほどおっしゃっております。とうとうたる規制緩和のあらしの中で、これはもたせるのは容易なことじゃないというぐあいに私も思います。

それと同時に、先生、農業生産の形態というのがかなり今激変期にきている。価格はどんどん低落していくという状況の中で、農家間の競争がまたしのぎを削られるような状況になってきた。つまり、地域社会で農地をどう守っていくかという体制が崩れつつあるという状況が一つあると思うんです。

さらにもう一つは、そういう状況の中で、地域によりますけれども、既に外部からの農業参入が始まっています。土建屋さんですよ。あつちの農地を買い、こつちの水田を買い、そして一定量に達するというと交換分合をやっていく。そして、かなりコストの安い米をつくるというようなことをやっている例も今ふえ始めてきております。

現行法の中でそういう状況でありますから、今度の法律改正でその種の動きというのがどうもぐつとふえてきやしないかという不安感を私は感じています。そういう点等々を含めて先生の御見解を伺いたいです。

○参考人（田代洋一君） なかなか厳しい現実の御指摘でございます。まず、農業内部からの株式会社化は結構という言い方を農業内部からしますと、では何で農業外部から入ってはいけないうという論理は必ず出てくるかと思しますので、やはりその辺に対する警戒心が農政としても必要じゃないかと思っております。

それで、またちよつと委員の御質問から外れますけれども、先ほどちよつとこの議論を伺っているとか、我々もちよつと農業委員会が弱体じゃないかとか、こういう言い方をしますと、次に出てくるのは、ではその弱体な農業委員会をもうちよつと広域合併したらどうなのという、こういう議論も出てくるというか、あお言えばこう言うという、こういう議論も次から次へと出てきますので、やはり非常にすべての点での警戒が重要であつて、我々としても理論武装も重要じゃないかというふうに考えております。

また、先ほど御指摘のような、既に農業外部からの参入が始まっているとか、今の制度を利用した形で、これは、やっぱり個々の農家であればこういうことも全く排除されるわけじゃないということになってくるかと思っております。であればこそ農業委員会の方でもって、今農地の取得ということでもこれは第二種兼業農家等々がやってもいいということじゃないかと思っております。やはりその辺は厳しくチェックをしていくということがますます農業委員会の力にかかってくるだろう。そういう点では、広域合併などをするともうそういう力はなかなかできなくなってくる。今、農協が広域合併して地域から離れちゃうということがありますので、農業委員会まで離れたら、もう日本農業はほぼ終わりだということかと思っております。それと、御指摘の北海道等々で非常に競争が激

化しているという、こういう側面はあるかと思ひますけれども、同時に北さんなんか、あるいはほかの組織も伺っております。やっぱり農民の間、農家の方々の団結もまた非常に強まっているのではないのか。ただ、いろんな要求の違いがありまして、例えば償還金の免除といふますか償還金の延長のみに要求を絞る方と、米価の下落に対して歯どめをかけるという要求をされる方と、いろいろと北海道の中でも農民の団体自体が分かれておりますので、その辺、やっぱり大同団結をしてやっていくということも必要でしょうし、また、ここまで来ますともう集落が、今回のセンサスでも四〇％ぐらい減っているという中で、なかなか集落営農といつてもバラ色ではないと思いますけれども、やはり集落で守っていくという力も非常に強まっておりますので、ゆめゆめ、外部から異分子が入ってくるということではなくて、やはり村のそういう共同体としての力を何とか保つていって、仲よくというのは変なあれですけど、やはり競争と同時に共生を図るということとは追求していただきたいというふうに私は思っております。

○谷本鶴君 終わります。

○石井一二君 石井一二でございます。

ちよつとこちらへ出かけましたら、よんどころない陳情客が参りまして、テレビで四方の御陳述を聞いておりました。特に、兵庫県から来られた小松さんのお話を聞いておりました。谷農林水産大臣の地元から来たと言われて、私は大沢さんの名前が出るかなと思つて耳を澄ませていたんですが出ませんで、これはひよつとしたら何でも農林水産省のこととは是とする偏った参考人かなと、そう思いながら聞いておったわけであります。

さて、非常に重要な法案を我々は審議しておるわけでございますが、小松さん、あなたの御意見は、今後農業の発展のために主張をされておるのか、農地所有者の既得権益を保護するという観点からの御主張をされておるのか、どちらが大事だ

と思つておられますか。

○参考人(小松忠重君) 私は、農業、いわゆる農地を守つて食料生産をどう続けられるかというところで集落が一生懸命になつて頑張つてゐるのを支えていかねとあかんという立場で物を言つてゐるつもりなんですけれども。

○石井一二君 きょうの日経新聞を見ておりますと、「農産物の緊急輸入制限 発動視野に調整開始 農水省」とありますが、要するに九州地区を中心として野菜の値段が非常に安くなつた。このために報復措置を覚悟の上で何とかせざるを得ないというように、中国という国は二十一世紀においてはあの人口と巨大な国土をもつてして日本を食料属国しようというような考えを持つております。

そういう観点で、あなたのビジョンは、農地を守るという一つの村的な感覚から見て、こういう世界的な潮流に対してどのようなビジョンをお持ちなんですか。

○参考人(小松忠重君) 食料はもともと国内でしっかり自給ができるような体制をとるとするのが一番大事なことだと思つてゐます。今、言われる食料属国ですが、そういうのが当たつてゐるのかどうか私はよく知りませんが、少なくともやつぱり日本の国民の食料はできるだけ日本のいわゆる大地でといひますか、土地でつくつていくようにせぬとあかん、そのために自給力をどう高めるかということだろうと思ふんです。

だから、その点で、農地の利用も含めて私たちは何とか、村の農業が守れなくなつたらこれは大変なことになるという、先生の指摘は、おまえはヨシの髓から天井を見ておるといふふうに思つてゐるのかもわかりませんけれども、そういう側面はないわけではないと思ひます。非常に視野は狭いかもわかりませんが、しかし私たちは少なくとも村の農地、町の農地は村で守らねとあかん、このところがやつぱり農業の出発点ではないか、そのことによつて日本の食料を何とか確保

保したい、こういうのが私たちの思いです。

○石井一二君 あなたのおっしゃることはまさに正しいんです。我々も同じ考えなんです、悲しいかな、WTOとかいろんな世界的な国際会議があつてそれが必ずしも許されないと、今ミナマクスミミみたいなもので余分な米を輸入したり、苦渋の選択を強いられるわけでありまして、おっしゃることは正しいけれども、だめかし世界に目を向けて考えなきゃならないというところが一つポイントであると思ひます。

そこでお聞きしますが、四人の方一つずつですが、現在の小作料を高いと思つておられますか、今のままでちよいだと思つておられますか。先ほど北さんは地域による尺度でも違うように言われましたけれども、全体的に見て小作料についての御所見があれば一人ずつ御披露願ひたいと思ひます。

○参考人(中村裕君) 私どもは今、農業委員会が標準小作料を決めておまして、これはその地域の農業委員会が生産費を含めて決めることになつておりますので、リーズナブルなのかというふうに考えております。

○参考人(北津一君) 農業をやつてゐる立場としては、耕作をしていく立場としては、やつぱり今の小作料、私の町では先ほど申し上げた中身ですが、けれども、それは支払つていくのは大変だと。経営に圧迫といひますか、自分の生活を、身を削つていくという状況ですね。

実際からいふと、今二万ぐらいの小作料は経営上支払い不可能と、私は経営しながらそう思つてゐます。高過ぎるといひますか、それが相場として、何といひますか、農業の経営の今収支がこんな悪化ですから、だから小作料自体は二万が云々というその部分と、経営の中から払われないという部分ですから、経営的に言へばそれは高いということですよ。

○参考人(小松忠重君) 私たちも、いわゆる土地残余方式と言われる方式に基づいていろいろ数字をはじいて、結論的には私たちの町では一万二千

円、一万円、八千円という水準です。

石井先生も御存じのように、県北の豊岡やあちらのところで大体二万円前後という標準小作料の水準のようですねけれども、私のところでは一万円でもなかなか手がないという状況にありますが。ですから、恐らく、一万円の小作料を払つてそれでありますが、そこから何らかの形でまた戻されてゐるような状況が実際にはあるということとろじやないでしょうか。

○参考人(田代洋一君) 研究者としてはなかなか難しい御質問でございます。やはり階層によつて地代負担力が違つてきますので一概に高い安いということとは言えないということ、やはり地域によつて非常に違いますし、それから標準小作料と実勢小作料とがまた違つてゐるという点もあろうかと思ひます。

そういうことはいろいろあれです、もう時間がありませんので、一つは、標準小作料が下がつていくにつれてやはり全体の実勢地代も下がつていくとおもひますので、先ほどガイドラインというお話がありましたけれども、標準小作料制度をなお一層現実的に即して活用していくということが一つ重要だと思ひます。

今日の問題は、はつきり申しまして、米価の下がる速度よりもむしろ標準小作料の改定の三年に一度という、これはやつぱりおくれぎみであつて、ですから、今回改正でもつて物納も結構という形態、定額金納制の廃止ということではむしろ農家は喜ぶというか、米価は下がつてゐますので、むしろ米何俵でやつておいた方が米価の下がるのにつれて実態としての小作料も下がるという、こういうところに来てゐるんです。

したがつて、標準小作料、ところによつては、農業委員会が一応金額は決めてあるけれども標準小作料を改定したら地代の契約も変えましようよといふことをやつてゐるわけです。これは私は非常にいい制度だといふふうに思つてゐます。

それから、先ほど谷本委員の御指摘のあつた北海道等々を考えてみますと、やつぱり借りてゐる

方ももうこれ以上下げたら貸し主がかわいそうだな。なぜならば、土地改良の償還金の支払いがあつて、これはやつぱり二万円を払うためには二万円以下には下げられないという、こういう事情がありますので、こちらの方の手当て、償還金についての一定の手当てをしなから、小作料はかかるべき標準小作料で下げていくという、こういう手当てが必要じゃないかなといふふうに思つております。

○石井一二君 どうも説明が長くなりますと、私たちの脳みそがついていかないのでちよつとわからない面もありましたが、大体わかりました。

ところが、悲しいかな、国際的な観点で、特に食料自給率を上げようと思つと、穀物の値段がどうだといふようなことになつてまいりますと小作料は下げなきゃならない宿命があるように、私は方向としてはあるんじゃないかと思ひます。できるかできないかというのはまた論ずるところです。

そこで、先ほど小松参考人が、自分は議員とそれから農業委員と両方やつておるとたしかおつしやつたと思ひますが、農業委員の報酬について今高過ぎると思つておられますか、どうですか。これから機能がだんだん大事になりますから、四名の方、一言ずつおつしやつて下さい。

○参考人(小松忠重君) 私の感じでは少ないと思つてゐます。

○参考人(中村裕君) この点はいろいろも、組織問題でございまして、仕事の割にはその報酬が少ないのではないかとこのことを直接現場で言われます。

ただ、なかなか、これは予算の問題がございまして、六万人ほどの委員さんがおられますが、何とか少しでも引き上げようと思つてはおるんですけれども現実にはそぐわないといふことで、先ほどおつしやられました、大体各地そのような水準でございまして、大変我々もボランティアで気の毒だと思つておりますが、こういう今度の問題もございましていろいろ手だてはとつていきたいと思つておりますが、非常に難しい問題でござ

います。

○参考人(北津一君) 私は農業委員をしておりませんけれども、農業委員さんの農地にかかわる、あるいはこれから集落とか、まだまだ今までの上、何と云いますか、視線で物を見ていく。だから、私どもの地域の農業委員さんも常にそういう視点で物を見ていますよね。ですから、そういう点で、今私らのところで恐らく四十万程度だと思ふんですが、これは低いと、単純に低いと思つています。

○参考人(田代洋一君) これについては中立といいますが、なかなか、たくさんもらえば世の評判が高まるというわけでもなくて、やはり私は、農業委員会のスローガンは貧しく清く美しく、これがやっぱり世の中から信頼を受ける全体の奉仕者としての役割かというふうに思つております。

○石井一二君 農業委員の機能がだんだん重要になつてまいりますと、私は、もう少し高くして本當にいい人によつてもらいたいと思ふんですが、これは小松さんにおしかりを受けるかもわかりませんが、先ほど町の人事にも口を出すんだと言われましたけれども、町長に対して文句を言うんだとあなたは言つたでしょう、農業委員等の……

○参考人(小松忠重君) 人事。

○石井一二君 ええ。それで、私は、農業委員というのにだれがなつておるんだというように聞いてみますと、一生懸命働いている専業農家は案外なつていない、兼業農家で半分ポケットに手を入れておつてもいいような方がなつていて、やや、小作料を上げると、そういう方は小作料を払つて自分で必ずしもやらないという傾向があるんじゃないか。それと、地域から嫌々割り当てて出てきたような状態になると、一握りのボスがすべて支配して、むしろ農業委員会が機能が強くなればなるほど存在が非常に国際的な、長期的な観点から見てマイナスイメージを占めるんじゃないかと思ふんです。

○参考人(小松忠重君) 私、地域も余りないんです。例えば年齢制限をするとか多選

禁止をするとか、どんどん回転率をよくすべきじゃないかと思ふんですが、特にこれは小松さん、あなたはどんなお考えですか。

○参考人(小松忠重君) いや、一概にはそういうふうには思つていません。

○石井一二君 今のお答えは、人によると、私は公明正大に天下国家のためにやるという決意を込めてのお答えであらうと思ふので、一応それを受けておきたいと思ひます。

その次に、これは現実的な事実ですから、公には否定されると思いますが、外国人労働者がかなり園芸なんかで入つておりますが、将来的に見て、株式会社化との関連で将来的な傾向としては、株主会社化と関係すると思ふんですが、このことについて四人のお方のお考えをちよつと聞いておきたいと思ひます。

どうですか、中村さんから。

○参考人(中村裕君) おつしやるように、今、農業の面でもかなり外国人労働者が入つてきております。時々不法就労みたいな新聞記事等がございます。我々はそのようなことがないように、特に法人経営でありますので、今、実習の制度を設けまして資格認定をいたしております。それによつてちゃんと研修して帰つていただくということで、そういう受け入れ体制をうちで今、農業会議所として体制を整えてそのことをやっておりますし、今後とも多分ふえてくるだろうというふうに考えます。

○参考人(北津一君) 私の身近なところでなかなかそういう外国人労働者との接触、あるいは法人がそういうものを受け入れてと、余り身近にないわけですね。道内、それはそれぞれそういう取り組みをしているところはありますけれども、余り体感的にないというものです。

そういうことが将来的にできれば、できればいいと思います。チャンスがあればそういう世界的な交流だとかそういうものも含めて考える部分ではないかな、こんなふうに思つていますが。

○参考人(小松忠重君) 私の地域も余りないんです。

すけれども、やはり研修、交流はあり得ることだと思つておるんですけれども。

○参考人(田代洋一君) 私は、研修制度等々で外国人の方が来られて、いろいろ勉強して、帰つてやっぱり日本の技術を伝えていただくというのは非常にいいことではないかというふうに思つております。

○石井一二君 研修、実習というのは美辞麗句で、それが口実で、だんだんその方々が主流になつて耕作をするという時代が来るんじゃないかと思ふんです。少子社会で、どんどん株式化した大規模化してきた中で、だから、臭い物にふたするより研修、実習だからええんだと言つておる間はいいですけれども、北海道ではそういうのは余りないと言われましたけれども、僕は時代の趨勢としてはそういう時代が来るような気がしてならないんです。

だから、それに対しては法律の整備とかいろいろ違う観点から議論をする必要があると思ひますけれども、特に、先ほど小松参考人に申しましたが、農地の所有者の権益を守るためじゃない、日本の農業全体を考えた場合、外圧的にどうしても起こってくることは起こりますから、そういう中で我々は先手先手といういろいろを考へていかなきゃならない、その中の一つが今回の農地法の一部改正案であると思ひます。

そういう面では、いろいろ御苦労多いかと思ひますが、第一線で御苦労いただいで、二十一世紀には日本の食料率も上がつて我々が食料の心配をせぬで済むようにひとつよろしく願いをしたいと思ひます。

最後に、まだ若干時間がありますので、系統農協と言うと失礼ですが、まあまあ一応それに一番近い中村さんにお伺いいたしますけれども、北朝鮮へ今度米を五十万トン出すということがございますね。

それで、一応、系統農協は、減反とか何かにやや抵抗しつつ、余り生産調整にはできなかった協力しにくいという姿勢で、米が余っちゃつた。今

度は、決議しているでしょう、全農で、五十万トンを出せ、百万トンを出せという決議をした。僕はややこれは国賊的な発想だと思ふんですね。しかも、一千二百億円というのは大きな金ですよ。それと、日本の政府は、これをWFPで換算するとたつた百七十五億円にしかならないんですよ、世界の穀物市場で換算すると。しかも、それだけのものを送つておきながら、国連で計算すると、ODAには日本のカウントはゼロなんです。そうすると、何のために一生懸命つくつてきたかという点にもなりかねません。だから、農政全体が狂つていっている一面があるんです、こういうことについて。

だから、系統農協としても、今後いろいろな面で御反省もいたさなきゃならないし、長いビジョンに立つてまたいろいろ頑張つていただかなきゃいけません、こういつたことに対して御意見があれば承りたいと思ひます、関連事項として。

○委員長(太田豊秋君) ちよつと速記をとめてください。

○委員長(太田豊秋君) 速記を起こしてください。

○参考人(中村裕君) 突然の御質問でちよつと戸惑つておりますが、私は個人的には、やはり食糧事情が悪いと聞いておりますので、援助することについてはやはり我が国の責任でもあらうかというふうに考えております。

○石井一二君 今から五年ほど前の文芸春秋ですが、そこに金容淳という対日外交責任者が、日本が米をやると言うけれども、謝罪の意味で出すと言うからもらつてやつておるんだということを言っている記事もあるんですね。だから、僕は、必ずしも食糧危機という実態が正しくないように思つておりますが、これについてはまた別の機会に論議いたしますので。

いろいろありがとうございました。以上で終わります。

○委員長(太田豊秋君) 以上で参考人に対する質問

疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席いただきまして、貴重な御意見を拝聴させていただきました。委員を代表いたしまして一言御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願(第九三二号)(第九七一号)(第九七二号)(第九七三号)(第一〇二九号)(第一〇三三号)

第九三二号 平成十二年十一月六日受理

すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市安浦町一ノ一

六 瀧川君枝 外六千四百四十三名

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第九七一号 平成十二年十一月八日受理

すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願

請願者 東京都東久留米市新川町一ノ四ノ

二〇ノ八〇三 唯根ひで子 外二千六百七十七名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第九七二号 平成十二年十一月八日受理

すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願

平成十二年十一月二十九日印刷

請願者 東京都世田谷区宇奈根二ノ一七ノ

一五 荒木貞男 外二千三百九十三名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第九七三号 平成十二年十一月八日受理

すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願

請願者 横浜市神奈川区斎藤分町七六小

林央之 外二千八百六十七名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第一〇二九号 平成十二年十一月九日受理

すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡甲西町田島八二

三 石倉早苗 外十九名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

第一〇三三号 平成十二年十一月九日受理

すべての遺伝子組換え原料の表示義務化等に関する請願

請願者 神奈川県大和市柳橋三ノ一二ノ一

一ノ二〇六 吉川美和 外五千九百八十七名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二〇五号と同じである。

平成十二年十一月三十日発行

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

九三 八 自身にに対する 自身にに対する

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K